

9月7日（木曜日）

第4日目



---

平成18年9月7日（木曜日）

---

#### 議事日程第4号

平成18年9月7日（木曜日）

開 議 午前10時

第1 一般質問

質 問

応 答

散 会

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 松 橋 日 郎 君

(1) 介護保険制度の改悪による食費・居住費の全額自己負担は、多くの介護難民を生み出すことから市独自の負担軽減策の実施を

① 利用者の声は届いているのか

② 「介護難民」が生み出される不安と危険性について、市長はどのように認識され今後の対応をどのようにすべきと考えているのか

③ 低所得者に対する負担軽減策を実施すること

(2) 「新予防給付」という介護保険制度の改悪は、高齢者の自立を逆に妨げ一層のサービス低下と負担増を招く

① 大館市では実態をどのように把握しているのか

② 今回の改正の問題点についてはどのように認識しているのか

③ 国に対しては、新たに設定した「新予防給付」は早急に見直すように求める必要がある

(3) 新たに設置される地域包括センターの重要な役割について

① 現状と今後の見通しや課題について

② ケアプラン難民という言葉さえ出てきており、現状と今後の対応についてどのような見通しを持っているのか

(4) 制度改悪による介護報酬の削減で施設が受ける打撃が大きい

・ 利用者への仕打ちは制度そのものの根幹を揺るがすものであり、国に対して強い姿勢で改善を求めるべき

(5) 制度改悪後の実態を検証し、早急に今後の改善につなげるべき

- ・ 利用者・家族・施設・福祉事業従事者に対する意向調査・実態調査を何とか実施して改善策を打ち出し、国に対しても強く働きかけていただきたい

## 2. 高橋 松治 君

- (1) 組織機構改革への積極的な取り組みを
  - ・ 総務部に災害対策課を新設して、どんな事故・災害・被害をも集中的に対応し処理できるような、具体的な検討をしてみる必要があるのではないか
- (2) 当市の森林整備事業は今後も継続を
  - ・ この事業の重要性、見通しについて
- (3) 当市の公共施設の点検は十分か
  - ・ 早急に全施設を点検する必要がある
- (4) 一般ごみ焼却場の事故対策は万全に
  - ・ 全市民に対してごみを出す場合のマナーについて、徹底した指導をする必要があるのではないか
- (5) 少子化対策に独自の支援を
  - ・ 国の将来への先行投資であると考えべき
- (6) 市立総合病院・扇田病院の医師確保はどうなっているか
  - ・ 医師を確保し適切な診療体制を確立するために、国や秋田県に対して強力に具体策を求めるべき

## 3. 佐藤 弘康 君

- (1) 効率的な行財政運営について
  - ・ 自立した地域が共栄する地域協働都市建設の目標達成のため、議員各位はもちろんであるが、市長が先頭に立って全職員・市民が新しい知恵で行財政改革に真剣に取り組む意識改革が必要
- (2) 民間委託について
  - ・ 厳しい予算事情を考慮しつつ、自立の道を探る経費節減の方策を考えることが重要。新たな発想に挑戦する意識を持って民間委託を推進する必要がある
- (3) 幼稚園・保育園の一元化施策について
  - ・ 厚生労働省・文部科学省のしがらみから脱却し、地域独自の政策を展開すること

## 4. 安部 貞榮 君

- (1) 市独自の農業政策について
  - ① 市場価値を高めるため、行政主導で市独自の農業政策を樹立する市民・団体等の協議機関を設ける考えはないか
  - ② 6次産業化を進める考えはないか
- (2) コミュニティースクールの調査研究事業について

- ① 調査研究の成果は地域や学校にどんなことが期待されているのか
- ② 終了後はどんな取り組みが計画されているのか、その経費の財源見通しは
- (3) 合併後の市民の声にどう対応するか
  - ① 地方分権の精神は国と市行政との関係だけか
  - ② 総合支所の機能や権限はどう行われているか
  - ③ 元気ある職員・職場環境の構築が必要ではないか
  - ④ 私会計の学校給食費に未納があることについて

5. 立石由紀君

- (1) 国民保護法・国民保護計画について
  - ① 平和憲法の精神に反する
  - ② 自治体の多くの機関・施設が戦争のために使用されることについて
  - ③ 平素から訓練や啓発活動をさせ、自治体が住民に戦時意識を植えつけ、逆に周辺国への敵対意識を高める役割を担わされることになる
  - ④ 市民にも議会にも知らせないままに密室で作成することは許されない
  - ⑤ 国民保護法・国民保護計画は、非核・平和都市宣言の精神に反する

出席議員 (61名)

1番	小畑 淳 君	2番	佐藤 久勝 君
3番	佐藤 一秀 君	4番	仲沢 誠也 君
5番	虻川 久崇 君	6番	石田 雅男 君
7番	藤原 美佐保 君	8番	山内 俊和 君
9番	花岡 有一 君	10番	伊藤 毅 君
11番	畠沢 一郎 君	12番	中村 弘美 君
13番	成田 武 君	14番	桜庭 成久 君
15番	藤田 勇悦 君	16番	斎藤 一 君
17番	武田 一俊 君	18番	花田 タマ子 君
19番	佐藤 弘康 君	20番	阿部 清悦 君
21番	八木橋 雅孝 君	22番	千葉 倉男 君
23番	田中 耕太郎 君	24番	大坂谷 征志 君
25番	吉原 正 君	26番	明石 宏康 君
27番	田村 秀雄 君	28番	安部 貞榮 君
29番	岸 義定 君	30番	山脇 精悦 君
31番	菅原 金雄 君	32番	殿村 直也 君
33番	山口 富治 君	34番	渡辺 久憲 君

35番	武田晋君	36番	畠山秀義君
37番	藤原明君	38番	菅大輔君
39番	佐藤健一君	40番	浅利二雄君
41番	田村齊君	42番	小林平満君
43番	佐藤照雄君	44番	三浦義昭君
45番	松田精樹君	46番	荒川邦隆君
49番	立石由紀君	50番	笹島愛子君
51番	松橋日郎君	52番	岩谷政美君
53番	武田慶一君	54番	相馬エミ子君
55番	高橋松治君	56番	後藤武之丞君
57番	本間一二三君	58番	菊地隆二郎君
59番	武田彰允君	60番	岩淵吉三郎君
61番	田村儀光君	62番	佐々木公司君
63番	斉藤則幸君		

---

欠席議員（2名）

47番	羽澤一君	48番	岩澤鉄美君
-----	------	-----	-------

---

説明のため出席した者

市長	小畑元君
市助役	佐藤忠信君
収入役	長岐利堅君
企画部長	田中良男君
財政課長	木村勝広君
総務部長	渡辺一男君
総務課長	斎藤誠君
総務課長補佐	小林浩君
市民部長	本多和幸君
産業部長	黒田信行君
建設部長	鳴海敏雄君
比内総合支所長	仲谷正一君
田代総合支所長	五十嵐強君
教育長	仲澤鋭蔵君
教育次長	海沼俊行君

選挙管理委員会事務局長	渡部孝夫君
農業委員会事務局長	大高健一君
監査委員事務局長	岩沢慶治君
上下水道部長	中山吉行君
市立総合病院事務局長	芳賀利夫君
消 防 長	鳴海義衛君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	長谷部明夫君
次 長	阿部徹君
係 長	小玉均君
主 査	畠沢昌人君
主 査	小笠原紀仁君
主任主事	金一智君

---

---

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤 毅君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

---

---

日程第1 一般質問

○議長（伊藤 毅君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、松橋日郎君の一般質問を許します。

〔51番 松橋日郎君 登壇〕（拍手）

○51番（松橋日郎君） 共産党の松橋日郎であります。介護保険制度がスタートした後、各施設を訪ねましたが、市内のある施設長さんは介護保険制度について「これは福祉ではなく保険になってしまう」というふうに言っておられました。障害者自立支援法、自立支援の名のもとに自立を奪い取る、利用者・施設、そしてこの仕事の最先端で汗を流して懸命に頑張っておられる方々の怒りと不安と疑問が噴出しております。私は、きょうは介護保険制度に絞って市長にお伺いをしたいと思います。スタートしてから6年5カ月を経過しました。昨年6月、自民党・公明党・民主党、この賛成で成立した改定介護保険法は、国庫支出の削減を最大の目的として、サービス低下・負担増、給付を減らすことを一層国民に押しつけるものです。この法律は、1つ、施設の居住費・食費を保険から外し全額自己負担とする。2つ、軽度と認定された人に対して、家事援助など介護サービスの内容を制限し利用者の負担増を図る。3つ、健康審査などの福祉事業を地域支援事業として介護保険に組み込み国の財政支援を減らすなど、制度の目的の根幹を揺るがす改悪と私は考えざるを得ません。これらが昨年10月から段階的に実施され、ことし4月から全面施行されました。この7月からNHK、例えば「福祉ネットワーク」とか「東北の課題＝介護の悩みを話し合ってみませんか」など、それから民間放送でもつい先日のテレ朝のタックル何とか、私見ませんでしたけれども、この問題ありという視点でこれほどたくさん報道がなされたことはかつてなかったのではないかと思います。いずれも利用者や家族から安心して介護を受けられなくなった、負担が重くなったという実態と怒りの声を生々しく伝えておりました。施設に与える深刻な影響も浮き彫りにしておりました。今、大館市民そして利用者からも疑問や不安が出てきております。4月から本格スタートして5カ月、この時点で制度改正によってあらわれてきた幾つかの問題点を取り上げ、今後の実効ある改善に向けて市長にいろいろお尋ねをしたいと思います。

大きな1番、**介護保険制度の改悪による食費・居住費の全額自己負担は、多くの介護難民を生み出すことから市独自の負担軽減策の実施を。**昨年10月からホテルコストが全額自己負担になって、月3万円から5万円など大幅な負担増になりました。自治体や医療団体による調査に

よっても、介護3施設からの退所者は6月まで2,300人を超えたとも言われております。大館市でも、高い利用料を払えない、施設からの退所も考えなくてはならなくなってきたという声が出始めております。市に**利用者の声は届いているのか**、どのような状況になっているのか、現時点で把握していることをお知らせをいただきたい。また、今回の改悪で新たに要介護1と要支援1、2の人は施設入所ができなくなり、既に入所している人については3年間の経過措置の後、退所を余儀なくされ、いわゆる介護難民を生み出す流れが加速することが予測されます。利用者の負担増と「**介護難民**」が生み出される**不安と危険性について**、**市長はどのように認識され今後の対応をどのようにすべきと考えておられるのか**伺いたいと思います。そして、全国幾つかの自治体が独自に行っているように、ホテルコストについては特に**低所得者に対する負担軽減策を実施すること**を強く要請したいと思います。

大きな2番、「**新予防給付**」という介護保険制度の改悪は、**高齢者の自立を逆に妨げ一層のサービス低下と負担増を招く**のではないかと。国の財政負担軽減の最大の決め手、これが新たに実施される新予防給付の問題であります。制度の改悪によって、従来要支援とされてきた人は要支援1、全国的には今まで介護認定されていた方々のおよそ3割に当たる要介護1、この方のうち、6割から7割が要支援1と要支援2に認定がえされる流れになりました。これらの人たちは、今まで受けられた家事援助など訪問介護やデイサービスなどの通所サービスが、一定の条件を備えた方を除いてサービスを受けられなくなるか大幅に減らされ、筋力トレーニングなどの運動機能改善や栄養改善、口腔ケアなどの予防介護の対象にされることとなります。影響を受ける人は全国では150万人とも200万人とも言われております。軽度の難民が大量に生み出されつつあるという実態が全国の流れであります。政府は一方的なデータをもとにして、軽度者の家事援助などのサービス利用で要介護度が悪化していると主張し、新予防給付を新たに設けてサービス引き下げを正当化しようとしてきました。しかし、私どもの党の山口富雄議員が国会で提出させた厚労省の介護給付費実態調査、これは対象者136万人であります。これをもとにした追求で、1年間在宅サービスを利用した要介護1の方のうち、要介護度区分が維持または改善された人が8割以上になっていることが明らかになり、国もそれを認め理不尽な主張の根拠は崩れました。しかしながら今、どういう状態が起きてきているのか。例えば、68歳の女性で乳がん手術による後遺症で左手が動かないOさんの場合、要支援であったのが要介護1と新たに認定され、ホームヘルプサービス、つまりその回数と時間が大幅に減らされた。それでは日常生活ができないので自分のお金でヘルパーを雇わざるを得なくなり、少ない年金生活の中で負担は今までの2倍以上にふえる。「私は一体どのようにして生きていけばいいのか。今までの制度と全く違って不安でパニックになってしまった」と涙ながらに語っておりました。また、デイサービスの回数が減らされて外出の機会が減り、閉じこもりになってしまうという不安。そしてまた、10月以降は今まで電動ベッドや車いすなどの福祉器具を無料で借りていたものが、要介護1以下の人は返さなければならない。新たに高額の器具を自費で購入するか、

または自分でお金を出して借りるしかなくなる、これが始まります。そしてこれが利用者にさらに追い打ちをかけるという状況。NHKの番組では、ゲスト出演の城西大学の教授でケアマネジャーでもある服部万里子氏が、「介護度が変わられて、利用の限度額がストーンと下げられた。サービス別の限度額も変わられ、まだ使っていない分そのお金があるのに自費でサービスを買わなければならない。サービスの選択の自由をうたった介護保険の本来の目的から逸脱している」と批判し、さらに「利用者がどういう病気の状態になっているのか、生活の状態はどうかを見ないで介護度だけで分けてしまった。訪問介護が削られ身体に麻痺があったり、ひとり暮らしして買い物ができなくなって自費でサービスを買うしか生きていけないなど、生活の質を落とすしかないという不安や矛盾が制度の本格スタートの3カ月で早くも出てきている。これは、今後確実にふえていく。これでは一体何のために介護保険料を上げたのか問われる」というふうに厳しく批判をしておりました。制度の改悪によって、特に新予防給付が設けられたことで、生活に合わせたサービスを選べるはずであった制度の根幹が揺らいでいる。私は強い疑問と怒りを禁じ得ないわけであります。**大館市ではどうなのか、実態をどのように把握しておられるのか、そして今回の改正の問題点についてはどのように認識しておられるのか、率直な見解をお聞かせいただきたい。**また、**国に対しては、利用者の生活実態を無視、自立を妨げ老後の安心の生活よりも財政削減を優先して新たに設定した「新予防給付」は、これを早急に見直すように求める必要がある、**そういうふうに考えます。市長いかがでしょうか。

大きな3番、**新たに設置される地域包括センターの重要な役割について伺いたい**と思います。今回の制度の改正でこの趣旨が本当に生かされるとするならば、そういう方向に向かえば、地域における高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点としての機能を果たすことができるのではないかと期待感があります。その意味では2年の猶予期間がある中で、大館市がいち早く直営1カ所を含めて6カ所のセンターの設置に踏み切ったことをまず率直に評価したいと思います。地域包括支援センターは、具体的には介護予防事業や新予防給付のケアプラン作成などの介護予防マネジメント、2つには、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援活動、3つには、高齢者に対する虐待の防止、早期発見などの権利擁護事業、4つには、支援困難なケースへの対応などの地域ケアマネジメントへの支援というこの事業を一体的に実施する中核拠点として位置づけられております。介護保険が実施されて以来、高齢者の介護福祉に対する公的責任、つまり自治体の責任が軽視されている傾向がありました。全国的にも自治体が介護サービスの提供から撤退するという事態が続出し、高齢者に関する相談・助言・訪問活動などもケアマネジャーに丸投げしてしまう、多忙な業務に追われるケアマネジャーが深刻な悩みを抱える場合が多々ありました。

幾つかの点について伺います。1点目、設置されたセンターは社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健士の資格と豊かな経験を持つ専門職を配置することが義務づけられております。本格施行まではまだ2年間の余裕はありますが、市に設置された各センターへの人員配置の状況はど

うなっているか。設置の目的とされている4つの機能を果たせる十分な体制を確保することができるか、特に地域における高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点としての役割、つまり介護保険以外のサービスも含む高齢者や家族に対する相談支援活動、権利擁護事業がしっかり行える体制が整えられているか。運営のための財政の保証はなされているか、**現状と今後の見通しや課題についてお尋ねをしたいと思います。**

2点目、介護包括センターの重要な任務の1つは、問題の多い新予防給付のケアプランの作成に当たることです。全国的には、新予防給付を受けるための新たな予防プランの作成が間に合わないという問題が起きていると言われております。プラン作成は地域包括センターが基本的に行い、これだけでは足りない場合は民間の事業所に委託できるとされております。ところが、ケアマネジャーの報酬が1人当たり点数850点、つまり8,500円から半分以下の4,000円に削られ、民間委託の場合はケアマネジャー1人当たりのプラン作成も8人と限定され、プラン作成の報酬もさらに下げられて民間事業者がプランづくりから撤退する、もしくは断るという事態が生じてきて**ケアプラン難民という言葉さえ出てきております。**大館市は、現時点では大きな問題は出ていないというふうに伺ってはおりますけれども、今後対象者がふえて指摘した問題が起きてくることは必然と見るべきです。**現状と今後の対応についてどのような見通しを持っておられるのかお伺いをいたしたいと思います。**

大きな4点目、**制度改悪による介護報酬の削減で施設が受ける打撃が大きい。**このたびの制度改悪は多くの高齢者を苦しめるばかりでなく、施設の運営を直撃する事態を招く危険を伴ったものです。全日本民医連という団体が行った特養老人ホームに関する試算によると、ホテルコストでいえば仮に従来個室50床、多床室50床、計100床の特別養護老人ホームでは、年間1,500万円を超える収益減になると試算をしております。ショートステイとデイケアを実施しているある老健施設では、「入所部分を含めた施設全体の介護報酬の減額分が月625万円、ホテルコストの利用者負担が国の基準額で見て月410万円、差し引きして両者の差の240万円がどうしても埋まらない。今後の経営の見通しが持てない」という悲痛な訴えを出していることも報告されております。施設に与える影響の調査に当たった全日本民医連の事務局次長は、「今度の改悪で多くの施設は、入所部分、ショートステイや通所サービスを合わせても月3%前後の収益減になり、事業経営に打撃的な影響を与える」と厳しく批判をしております。施設の収益が大幅に減らされ、経営を維持していくためには、ある場合には利用者負担増に転嫁せざるを得ず、もしくは必然的に施設の正職員の削減と労働条件にも影響を及ぼすことも避けられない事態にもなりかねないと思います。居宅支援事業も含めて、施設の経営が追い詰められていくとすれば、制度の最先端で体を張って汗を流しているホームヘルパーを含めた介護事業従事者の労働条件・勤務条件への影響は、高齢者福祉の増進に真っ向から相反するものであります。市は、大館市の施設の状況をどのように把握しておられますか、声は聞いておられますか。**利用者への仕打ちは制度そのものの根幹を揺るがすものであり、容認できないものであります。市は国に対し**

て強い姿勢で改善を求めるべきと考えますがいかがでしょうか。

最後に、制度改悪後の実態を検証し、早急に今後の改善につなげるべきという問題にかかわって。今回の制度改正にかかわっては、早い時期に問題点を是正しなければ保険あって介護なし、この矛盾がどんどん広がっていくということが避けられない状況にあると思います。そのためにもできるだけ早く利用者や施設の実態や声、自治体が抱える問題点・困難点を国に届けて改善を求めていく必要があります。多忙な中で大変な仕事にはなるでしょうが、利用者・家族・施設・福祉事業従事者に対する意向調査・実態調査を、今年度中、年が明けてでもいいです。何とか実施して市としての問題点や課題を明確にして可能な改善策を打ち出し、国に対しても強く働きかけていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。市長の真摯なる前向きな答弁を心から期待をいたしまして終わります。どうもありがとうございます。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの松橋議員の御質問にお答えいたします。

1点目、介護保険制度の改悪による食費・居住費の全額自己負担は多くの介護難民を生み出す。市独自の負担軽減策の実施をということで、①利用者の声は届いているのか、②「介護難民」が生み出される危険性をどのように認識し対応するのか、③先進的な自治体に学び、低所得者への負担軽減策を実施すべき。この3点につきましては、関連がありますので一括してお答え申し上げます。議員御案内のとおり介護保険法の改正により、昨年10月から介護保険施設における居住費・食費につきましては、保険給付の対象とせず入所されている方の負担となりました。これは、これまで在宅サービスを利用されている方は居住費・食費を負担しており、同じ要介護状態でも在宅生活の方と施設に入所されている方で、実質的な費用負担に差があったことから公平になるよう見直したものであります。また、保険給付の範囲を介護に要する費用に重点化するためのものであったことを御理解くださいますようお願い申し上げます。制度改正の前後には、施設に入所されている方の家族から負担の増加等についての相談があり、それぞれの事情を勘案しながらその解決に向け対応してまいりました。また、今回の改正では低所得者への負担軽減策としまして、市民税非課税世帯で利用者負担第1段階から第3段階までの方につきましては食費・居住費の負担限度額が設けられており、また、市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の利用者負担第2段階の方々につきましては、1カ月の介護サービス費の負担限度額を2万4,600円から1万5,000円に引き下げる措置もとられております。このほかにも、社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム入所者等の負担軽減制度の運用が改善され、高齢者夫婦世帯等の居住費・食費の負担軽減措置や、介護保険法施行前から特別養護老人ホームに入所されている方の負担軽減措置等も講じられております。議員のおっしゃるとおり、低所得者の負担を軽減することは非常に重要であります。今回の改正では低所得者の負担を一定の範囲にとどめる配慮がされており、また、原則として介護保

険制度は被保険者の方々の保険料で運営されるものでありますことから、一般財源を持ち出し  
して本市独自の負担軽減策を実施することは現段階では考えておりませんので、御理解を賜り  
ますようお願い申し上げます。

大きい2点目、「新予防給付」という制度改悪は高齢者の自立を妨げ、一層のサービス低下  
と負担増を招く。①「新予防給付」は高齢者の自立を妨げるのではないか、②サービス低下と  
負担増の実態をどのように把握しているのか、③軽度者の福祉器具の取り上げはやめるべき、  
④「新予防給付」の見直しを国に求めるべき。この4点につきましては、関連がありますので  
一括してお答え申し上げます。要支援者が利用する介護予防サービスは、生活機能低下の危険  
性を早期に発見し要介護状態になることを予防するとともに、効果的なプログラムによりその  
改善に努めることを目的としております。これまで要支援者に対し、主に地域包括支援センター  
において制度の内容を周知してまいりましたが、今回の改正により創設された運動器の機能向  
上などオプションの利用希望者は比較的少なく、利用者の大半は従来のサービスの継続を希望  
されております。そのため、介護予防サービス計画の作成に当たりましては、あくまでも本人  
の意向を尊重し従来のサービス利用を継続する計画を作成しているため、サービスの低下は招  
いていないものと考えております。また、必要なサービスが受けられなくなったというような  
利用者からの相談等は、これまでのところ寄せられていないところであります。福祉器具につ  
きましては軽度であってもその状態により必要とされる方には利用していただくこととなっ  
ており、また、これまで利用されていた方につきましては経過措置もとられております。今後  
も要支援者の個別性を重視し、状態の改善につながる効果的な介護予防サービス計画の作成に努  
め、高齢者の自立した生活を支援するため最大限努力してまいりますので、御理解を賜り  
ますようお願い申し上げます。

大きい3点目、新たに設置された地域包括センターの機能を生かし、老後の暮らしに安心を。  
①として、高齢者の生活を総合的に支えていく体制づくりはできているのか、人員配置、相談  
活動、財政上の保証、センター間の連携についてであります。議員おっしゃるように、本市に  
おきましては市直営1つを含め6つの地域包括支援センターが設置されており、委託先の各社  
会福祉法人の御協力により各センターとも基準を満たす専門職員が配置され、高齢者の生活を  
総合的に支えていく体制づくりが整っております。また、地域包括支援センターに義務づけら  
れております総合相談支援業務・権利擁護業務・マネジメント支援業務及び介護予防支援業務  
の4業務につきましても、配置されております専門職員のほとんどが昨年度まで在宅介護支援  
センターの職員として経験豊富な方々であり、これらの業務をしっかりと行えるものと考えて  
おります。さらに、地域包括支援センター連絡会を毎月1回開催し、情報交換等を行うなど各  
センター間の連携も図られております。一方、地域包括支援センターの運営につきましては、  
直営以外の5つのセンターには事業内容を精査した上で必要な委託料を支払っておりますが、  
今後も各センター間の連携を深めしっかりと状況を把握し、健全な運営が継続されるよう努め

てまいりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

②**ケアプランの報酬も大幅減額。「ケアプラン難民」が生み出されるのではないか**というお尋ねであります。現在、本市の各地域包括支援センターにおきましては特別な場合を除き、民間事業者へ介護予防サービス計画の作成は委託しておりません。議員御指摘のとおり、介護予防サービス計画の作成件数は確実に増加するものと見込まれますが、本市の各地域包括支援センターにおきましては、すべての職員が介護支援専門員の資格を有しており十分に対応できる体制が整えられておりますので、今後も特別な事情がある場合を除き、民間事業者へ委託することなく各地域包括支援センターにおいて作成してまいりたいと考えております。今後も地域包括支援センターのより一層の充実を図り、高齢者の自立した生活を支える役割をしっかりと果たせるようにしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

大きい4点目、**制度改悪による介護報酬の削減で、施設が受ける打撃が大きい。施設の経営が危ない。国に強く改善を求めるべき**ということですが、介護保険施設における居住費・食費につきましては、低所得者の負担軽減を図るため基準費用額が定められ、施設において基準額以上の金額設定をした場合の差額は施設側が負担することとなりました。また、今回の報酬改定により、介護保険3施設の多床室の介護報酬が1人1日20単位の減額となるなど、議員御指摘のとおり今回の法改正及び報酬改正により、施設の経営は厳しくなっているものと考えております。市内の各施設につきましても、多床室が多いことから報酬改定により収入が減少しているものと思われそうですが、各施設とも相当の企業努力をされてサービスの質の向上を図りながら減収分を補っていただいていることに敬意を表する次第であります。これまでのところ施設サービス事業者から経営についての相談や要望等は寄せられてきておりませんが、機会をとらえ実態について確認し、必要があれば国や県に要望してまいりたいと考えております。

5点目、**制度改悪後の実態を検証し、早急に今後の改善策につなげるべき。利用者・家族・施設・福祉事業従事者の実態調査・意向調査を実施して、今後の改善につなげるべき**ということですが、介護保険制度の運用につきましては民生委員をお願いいたしまして、毎年実態調査を実施しているほか、居宅介護支援事業者連絡会や包括支援センター連絡会での情報交換、また、各包括支援センターのネットワーク協力員から必要な情報を御提供いただくなど、その実態把握に努めているところであります。議員御提言の、制度改正後の実態調査等につきましては今後の事業計画につなげるため実施してまいりたいと考えております。またその結果、必要があると認められるものにつきましては、国や県に対し働きかけを行ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○51番(松橋日郎君) 議長、51番。

○議長(伊藤毅君) 51番。

○51番（松橋日郎君） 再質問をいたします。ホテルコストにかかわる負担軽減策のことですけれども、市長が答弁されたのは、多分、制度としてできた補足給付のことを言っているのではないかと思います。住民税非課税世帯が対象になっているということですが、所得別に見た第1段階は確かに適用になる。第2段階も80万円以下の所得の人については対象になる。しかしそれ以上の第2段階の人、第3段階の人にとってはやっぱり限度額はあっても負担増になるという状況です。私が特に市長に要請したのは、この状況を、困難な、大変な状況を考えて自治体が独自に施策を始めているということが出てきているからであります。例えば帯広市、これは一昨年、総務財政委員会で行政視察を行った、自立を目指す市でありますけれども、ここでは非課税世帯について居住費・食費のほかに、利用料についても2分の1を補助しているというようなこと。例えば東京あたりで見てもいろいろありますけれども、荒川区などではホテルコストの75%を補助していると。それから、これは福祉器具にかかわってになりますけれども、かなりの自治体で福祉器具の貸与、これを、無料化を継続するという自治体も出てきております。したがって、増税その他大変苦しんでいる低所得者に対して、何とか市で頑張って独自の軽減策をやっていただきたい。市長は前の、第2期目の保険料の改定に当たって、私数回、低所得者の生活実態を詳しく述べながら保険料の軽減について要請を続け、第2期目の保険料で全体32%、遺憾ながら上げられたとはいえ低所得者に対する保険料の軽減策を英断されました。そして3期目についても戸惑いはあったでしょうが、市長はそれを継続されました。この英断をぜひともこのホテルコスト、そして福祉器具等についても頑張っていただきたい。今、敬老会が盛んに始まっておりますので、どうかそういう人たちにも明るい希望が持てるようなお話を市長から届けていただきたい。そのことをぜひお願いしたいと思います。

新予防給付にかかわる問題は、私は幾つか市内でも聞いておりますが、市には余り問題として出てきていない。これは、数字を見ますと、昨年5月段階の数字なんですが、経過的要介護、まだ認定がえになっていない方たちが400人近くいる。要介護1、これもまだ認定がえになっていない人たちが1,230人近くいる。これらの方々が、いずれ今年度中に認定がえになって要支援1と要支援2になって確実にふえていく流れ。全国的にもあらわれているように、必要なサービスが受けられない、例えば訪問介護週3回6時間であったのが週2回の3時間に減らされるというこういう事態はさらに起きてきております。大館でもこれは確実にふえていくだろうと思います。人とのつながりで生きている、だからデイサービスに頑張っていくのだと。これが、デイサービスが例えば週2回であったのが1回に減らされる、週2回であったのが月2回に減らされる、こういう事態が出てきている。大館にもそういう大変な状態がこれから出てくる。したがって、この新予防給付についてはこれからも市としてもサービス切り捨て負担増にならないように、国に対してもぜひともこの制度の問題の根幹であるこの点について声を届けていただきたいと思います。それから包括支援センターについては、市は頑張っておられると思います。ただ、今テレビでも報道でもいろいろ出てきているように、老老介護、誰も知ら

ないままに心中を図るとか、だんなさんが奥さんを殺すとか、こういう実態も出てきております。誰も見届けられなかった、誰も知らなかった、こういう地域の困っているまだ見届けが行き届いていないところまでも何とか目を届けて、そういう人たちの実態や声を聞いて何とかその人たちの老後の安心を保障していただきたい。その点では、この設置による努力を評価しながら、今後ぜひとも奮闘していただきたいというふうに思います。施設については、ぜひとも市長からもその報酬の見直しについて国に強く要請をしていただきたいと思います。以上で、きょうは質問は終わりますので、市長の方から。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 市長。

○市長（小畑 元君） 再質問にお答えしたいと思いますけれども、総論的に申し上げますと、やはり私ども、お一人お一人の高齢者の皆さんの実態というものを十分に今後注意深く把握し、そしてお声を聞いていく、そこからすべてがスタートしていくんだなという感じをいたしたわけでありまして。例えば、さまざまなサービスを受ける場合も、介護度の判定というのが非常に大きなひとつの、言ってみると前提になるわけでありまして。要介護だった方が介護1、介護1が2と、介護度の判定がそれなりに御本人納得いただき、周辺の皆さんにもそうだなということで納得いただけるような、まず判定のきちんとした体制をとっていくこと、そしてどこがお困りなのかということをお話を伺った上で必要なサービスを提供していくこと、そこがまず第1の基本だなという感じがいたしたわけでありまして。

さてお尋ねの点、順番にまいりますと、まずホテルコストにかかわるものと福祉器具の無料化についてを最初申し上げますと、基本的には確かにさまざまな自治体独自の運営もされておりますけれども、個々の自治体において介護保険制度というのは、その財源、当然のことながら皆様からいただく保険料と、そしてまた補助等が相まって運営しているわけでありまして、どうしてもその範囲の中で運営していくということになるわけでありまして。それにプラスして何か行うとするならば、当然のことながら一般財源からの持ち出しということになるわけで、これはこれで市民皆さんの御同意をいただかなければそう簡単にいかない問題だと思います。ですから、できる限り個別の、お一人お一人の状況についてつぶさに調査しながら、できる限りの負担軽減策を、現在ある負担軽減策が適用できるように事細かに私どももお話を伺い、また、アドバイスをしていく必要があるのではないのでしょうか。とりわけ、福祉器具につきましては先ほども申しましたけれども、今までもお使いの方について、例えば制度が変わったからといって持っていくわけではございませんし、そのままお使いいただいて結構ですということできざまな私ども経過措置を講じておりますし、またこれからも少しずつ福祉器具を充実させていくことによりまして、貸し出しの費用その他も軽減できるように今後とも努力していきたいと思っております。ただ、すべて無料化にできるかといえは今の段階ではなかなか難しいということをお答えしたいと思います。

それから新予防給付につきましては、やはりこれも先ほども申しましたけれども、基本的にはそのお困りになっている状態というのをできるだけつぶさにお伺いして、そしてどういう状態であるかということをごきちんと我々が把握し、それに応じて必要なサービスを提供していくということになるわけでありまして、ですから判定部分において、例えば認定がえなり、さまざま、これからも日常の活動としてきめ細かに私どもそれに対応していくことによって、相当程度御不満を解消できるように努力していきたいと思っております。そしてまた、これはすべてに共通することでありましてけれども、制度の改善、これは当然我々もできればこれは国で持ってもらいたいとかいろんなことが出てくるわけでありまして、それはきょうお伺いしましたことも、必要な機会に国に対しても県に対しても声を届けるように努力していきたいと思っております。そして最終的には包括支援センターの、言ってみると、円滑なこれからの活動によって相当程度、こういった難しい問題も解決できるのではないのでしょうか。最後になりますけれども、働いている方たち、本当に御努力していただいております。大変に、この場を借りて御礼を申し上げたいと思っております。十分な、いろんな意味での、頑張っていただいている皆さん方に報酬が払えているかといえば、私もじくじたる思いをしておりますけれども、それもこれもみんなで支え合っている介護保険であります。ですから誰かがひとり、そういうことで非常にしわ寄せが来るようなことのないように、今後とも十分に意を配していきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（伊藤 毅君） 次に、高橋松治君の一般質問を許します。

〔55番 高橋松治君 登壇〕（拍手）

○55番（高橋松治君） 市民クラブの高橋松治でございます。合併後初めての登壇です。しばらくの間、御清聴いただきたいと思っております。国が地方分権推進法を制定してから久しいわけですが、地方の自治体はなかなか定着しておらないのが実態であります。それは、多くは財政問題が原因ではないかとも思っております。しかし、当市の場合には全国の自治体に先駆けて実施をしている事業もあります。これは、さらに市独自の政策に取り組み、重要な業務として実施をしていく必要があるのではないかと考えております。そのためにたくさんの課題がありますが、今回は6項目に絞って市長にその考え方を問うてみたいと思っております。

まずその1点目は、**組織機構改革への積極的な取り組み**をということでありまして。最近の気象状況を見ると地球温暖化の影響かと思われませんが、異常なまでに台風が接近すると記録的な豪雨があったり、河川の決壊、山林の崩壊、家屋の破壊などの災害が多発しており、国民がその犠牲になり甚大な被害を受けていることは言うまでもありません。当市は幸いにして、これまで大きな災害もなく過ごしておりますが油断はできないと思っております。これからはどこでどんな災害が発生するか予想も予測もできない状況ではないかと思われまして。そのために、災害に備える姿勢を重視して庁内の機構改革を行う必要があるのではないかと思っております。部・課・係

の改廃は慎重に行われなければならないが、一方で積極的に実施することも重要だと思います。そこで私は、**総務部に、仮称ですが災害対策課を新設して、どんな事故・災害・被害をも集中的に対応し処理できるような、具体的な検討をしてみる必要があるのではないか**と思います。私は改革主義者ではありませんが、これまでの庁内での出来事に対する各部・課の対応を見ると、必ずしも的確に処理されているとは思えません。これからは本市職員と議員が一体となって、市民の生活向上と健康で豊かな暮らしができる環境の保護のために最大の努力をしなければならないと思いますが、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、**当市の森林整備事業は今後も継続**をしてほしいということであります。政府は、京都議定書に基づいて進めている、森林による二酸化炭素 — CO<sub>2</sub>削減計画で閣議決定をしている3.9%について、森林が吸収する量はどれだけ見込むかをめぐって環境省と農水省との対立が続いています。林野庁は、現状の森林整備予算では2.6%分のCO<sub>2</sub>しか吸収できないと言っております。そこで目標達成するためには、不足する1.3%分は間伐や下刈りなど森林の手入れを継続し、森林のCO<sub>2</sub>吸収能力を高める必要があるとして新たに年間1,900億円の森林整備費が必要だと主張しておるようです。この問題は、地球温暖化対策の上からも一刻の猶予もならない事業であることは言うまでもありません。また、特に今年は日本列島では大雨による災害や土砂災害の犠牲者の多いこと、さらに異常な高温のために熱中症で死亡するなどこれまでに例のない現状を見ると、京都議定書の早期実現が急務だと思われまます。こうした状況の中、本市では1993年、これは平成5年ですが、森林整備の重要性を重視して全国に先駆けて森林整備公社を設立し、以来13年間個人所有の山林で無間伐林を整備し森林のCO<sub>2</sub>吸収力向上に寄与する目的で実施をし、17年度末で700ヘクタールの実績を得たことは高く評価されているのではないかと思います。特に、先般東京都で行われた全国林業活性化議員連盟総会で、本市の市長が本市の事業を紹介して特別講演をしましたが、全国的にも他に例がなく地球温暖化阻止の面からも大変重要な講演であったと絶賛されておりました。この事業が国内の各自治体中、本市が唯一の事業化していることを考えたとき、私は、環境保護・国土保全・温暖化対策上の点から貢献度が高くノーベル賞に値するものではないかとさえ思うものであります。**この事業の重要性**が今後さらに議論されるだろうと思いますが、**2年後の見通しについて**市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、**当市の公共施設の点検は十分ですか**ということですが、今、全国的に公共施設が管理上の不備とか点検の未実施により事故発生すると、必ず利用者が犠牲になるという事故・事件が多発しております。全く不幸で悲しい出来事でありませんか。このことは、各自治体が行っている指定管理者制度への移行で、安上がり行政の弊害だと指摘する方もおります。そこで、本市の場合はどうでしょう。今後多くの施設を移管する計画ですが、**早急に全施設を点検する必要**があると考えます。施設は立派でも設備が不十分であったり、備品が使用不能であれば市民からは悪評を買うこととなります。また、今年度から移管した2施設の管理はどうなってい

るか、点検して適格な調査結果の報告が必要であると思います。市長はどのようにお考えですか、お伺いしたいと思います。

次に、**一般ごみ焼却場の事故対策は万全**ということであります。当市の旧ごみ処理場は、事業所から出るごみと一般家庭から出るごみの焼却施設でしたが、焼却後の残骸を見ると何と想像を絶する、おのとか、まさかりとか、とうがなど、それに一般家庭用のかま・なべのようなものが数多く入っておりました。そのために炉の補修が必要になり何日も営業停止という事態があり、その都度市民に注意するような呼びかけがあり、効果があったと聞いております。しかし、新焼却場では絶対にあってはならないということでスタートしたが、満1年経過して発表したところによれば、1カ月に10トンもの鉄くずなどが出ているという状況であります。鉄くずの状況を見ると、どうしてごみを出しているのかとても想像できないものばかりであります。もし、焼却炉が故障し操業停止にでもなったらどうしましょう。誰が責任をとるのかなど議論されるだろうが、私はそんなことよりも、一部の不心得な市民のために市民が大きな負担を課せられることになることを自覚しなければならないと思います。まず、**全市民に対してごみを出す場合のマナーについて、徹底した指導をする必要があるのではないかと**と思いますが、市長の御見解をお伺いします。

次に、**少子化対策に独自の支援を**ということであります。少子化は国家存亡の危機を招くとして早くから問題になっていることが、何ら抜本的な対策がなされていないのが実態であります。生まれた子供の数は第1次ベビーブーム期を除けば、1973年の209万人をピークに減り続け、今では110万人台まで落ち込み、いよいよ人口減少に突入するという大変な状況に直面していると言われております。特に、秋田県は減少率が全国一とも言われておりますが、少子化対策は国政の問題だとして具体的な政策立案に至っていないのが現状であります。少子化問題を考えるとき、同時に福祉や教育、社会保障、そして税制問題など基本政策の確立が必要であります。そこで、この問題は地方分権推進の立場から当市独自に少子化対策事業のための施策として、保育士の確保のために臨時保育士を含めて待遇改善をし待機児童対策を行うなど、子育て家庭に何らかの支援をする制度の創設を検討してみることも一策ではないかと考えます。このことは、福祉政策だけではなく**国の将来への先行投資であると考え**るべきではないでしょうか。子供のためだけではなく、我が国の将来の安泰のために最も重要な課題でもあると思います。市長はどのように認識しておりますか、御所見をお伺いするものであります。

最後に、**市立総合病院、それから扇田病院の医師確保はどうなっているか**ということあります。私が通告しましたら、新聞やテレビで医師確保のための情報が再三ありました。どこの自治体病院でも医師不足のために正常な診療業務に多大な影響を受けており、特に産婦人科医師については異常なほど減少していると聞いております。当市でも例外ではなかった扇田病院は、9月から産科の医師が不在になりました。地方の自治体病院では、その苦悩がピークに達していると思われま。当市立総合病院は現在、新病院の建設中であり平成20年度には新病院

で診療が開始されますが医師の確保が最重要課題であります。しかし、国や秋田県は地方から医師離れが起きていることの現象に対しても具体的な対策もなく、少子化対策の面からも逆行しているのではないかとおぼろげに思われます。国も秋田県も、地方自治体病院での産科医師の過酷な条件を少しでも緩和されるような環境改善の支援をする必要があるのではないかと考えます。もし、地方分権推進法の制度化を理由に、医師の確保は地方の自治体の責任で診療業務の運営を行うべきだということであれば、私は国も県も不要だと思います。市長は、当市の病院——総合病院・扇田病院が**医師を確保し適切な診療体制を確立するためにどのような方針をお持ちですか、さらに国や秋田県に対して強力的に具体策を求めるべきではないかと考えますか**がでしょうか、決意のほどをお伺いします。

以上で、質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの高橋議員の御質問にお答えいたします。

1点目、**組織機構改革への積極的な取り組みを。災害に備えて、総務部に災害対策課の新設を検討することについて**であります。ここ数年、全国各地でさまざまな自然災害や大事故が発生し、多くの方々が被害に遭われております。幸い本市においては、いわゆる大災害とはならなかったものの、これまで豪雪被害等の自然災害、貨物列車転覆などの事故、さらには遭難等が発生しており、市では市民の生命や財産を守ることは市政の最優先事項との認識のもと、職員一丸となって取り組んできたところであります。今後も、市民生活に重大な被害を生じさせる災害等に対し、警察を初めとする関係機関や町内会等との連携体制を含め、予防対策から発生後の迅速・適切な対応までの全市的な危機管理体制の一層の充実を図ってまいりたい所存であります。議員の御提言であります、災害対策に集中的に対応するための部署の設置につきましては今後の機構改革に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目、**当市の森林整備事業は今後も継続を**ということ、**二酸化炭素削減に貢献している当市の森林整備公社の存続を求める**という御意見であります。最初に、これまで市が行ってまいりました林業施策に対し深い御理解と過大な評価をいただきましたこと、また先般行われた全国林業活性化議員連盟での御講演を聴講いただきましたことについて厚く御礼申し上げます。さて、森林整備につきましては議員御指摘のとおり、地球温暖化防止や国土保全等の多面的機能の持続的発揮のために計画的かつ効率的に推進することが必要であり、特に二酸化炭素の森林吸収源対策としましては、機能の低下した森林の解消に集中的に取り組むことが重要であると認識しているところであります。このため、国では積極的な間伐の推進や保安林の保全対策等を講じ、多様で健全な森林の整備・保全を重点的に実施することとしており、本市においても国・県の制度を活用するなど、間伐等の森林整備を推進してきたところであります。その中でも大館市森林整備事業は、林の所有者に費用の1割を負担していただくことにより、市

が私有林の除間伐を実施する市独自の制度であります。この事業では、市が設立した森林整備公社が受付・調査・測量、市への申請、施業後の確認及び所有者への保育・経営指導を行い、0.1ヘクタールから5.0ヘクタールまでの面積で、植林後16年から30年の間、間伐未実施の私有林を対象に実施しまして、平成5年度から17年度末までに約700ヘクタールの除間伐を行ってきたところであります。本事業につきましては当初の目標がほぼ達成されたことから、平成18年度で完了することとしておりましたが、合併に伴い比内・田代両地域の方々から予想を超える要望がありましたことから事業期間を平成20年度まで延長し、さらに113ヘクタールの間伐を行う予定としております。また、その後につきましては残事業量を精査の上、改めて事業及び森林整備公社の継続について最大限努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

**3点目、当市の公共施設の点検は十分か。施設の点検を実施し、使用不能設備は早急に処理することについて**であります。公共施設の安全管理につきましては法令の遵守はもとより、職員の安全意識の徹底、そして何より組織的な取り組みが必要であると考えているところであります。さらに、通常想定し得ない事故が発生することもあり得るため、常にほかで発生した事故事例などの情報収集と早期の対応を心がけてきたところであります。今回の埼玉県ふじみ野市のプール事故に関しましても、報道があった後すぐに湯夢湯夢の流水プールはもちろん、市民プールと小・中学校のプールすべてを点検し安全を確認したところであります。合併後、市の施設は400近い数に上りこれまでも個々に点検を実施してきておりますが、職員の常駐しない施設が相当数あること、また、管理方法等が統一されていないことなどから、御指摘の施設設備も含め全施設につきまして早急に点検し、緊急に修繕の必要があるものについては直ちにに対応してまいりたいと考えております。現在、統一的な管理や安全を確保するための新たな方策についても庁内で検討させているところであります。また、公募した2施設を含む指定管理者が管理する施設につきましても、直営施設と同様、最終的な安全管理責任は市長にありますので、指定管理者に対し安全性確保を第一とする防災マニュアルの策定を義務づけるとともに、軽微な事故なども報告対象とするなど万全を期すよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

**4点目、一般ごみ焼却場の事故対策について**であります。**焼却場の事故防止のため、全市民にごみを出す場合のマナーの徹底を図ること**ということですが、ごみの分別につきましては、少しでも環境への負荷を少なくし自然環境を保全するため、家庭ごみの正しい分別表とごみカレンダーを全世帯に配布し、ルールを守った正しいごみの出し方をお願いするとともに適正なごみの分別処理に努めているところであります。しかしながら、御指摘のように年間73トンほど、多い月で約10トンの金属類が燃やせるごみの中に混入しているのが実態であります。これは分別ルールが徹底されていないことが原因であり、このままでは焼却炉の故障につながりかねませんので未然に防ぐ対策が急務と考えております。今後、市では適正な分別を進

めるため、事業系の廃棄物など直接大館クリーンセンターに搬入されるものについては市の職員が立ち会ってチェックし、場合によっては持ち帰っていただくなど強い措置をとる方針であります。分別のマナーが守れないことが原因で焼却炉が故障して停止となれば、全市民の生活や事業活動に多大な影響を与えることとなります。そこで、この場をお借りしまして市民の皆さんにもお願いいたしますが、市民の財産であるごみ焼却場を、大切に、丁寧に使うため、ルールを守ってごみを出していただくようお願いいたします。今後ともさまざまな機会をとらえてごみの分別の徹底を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

5点目、**少子化対策に独自の支援を。未来への投資である子育て事業の推進を実施すること**についてであります。今日の少子化問題は、将来の福祉・教育・社会保障など基本政策の根幹にかかわるものと認識をしており、市としましても子育て家庭の生活基盤の確立が重要ととらえ、若年層の安定的な雇用を確保するため新たなリサイクル産業や企業誘致の促進による雇用の創出・拡大に取り組んできたところであります。また、少子化に対処するため策定いたしました「子どもすこやかにぎわいプラン」に基づき、さまざまな子育て支援策を進めております。多様化する保育需要に対応して、保育サービスでは、乳児や障害児に対する保育事業の促進や夜間養護事業、一時保育事業などに加え、昨年度からは乳幼児健康支援一時預かり事業を展開しております。子育て相談サポート体制では、大館・比内・田代の地域子育て支援センターにおいて子育て家庭に対するさまざまな支援を行っており、本年度は支援センター以外にも、子育て相談や児童・保護者の交流の場をつくることを目的とした「つどいの広場事業」を計画しております。さらに、児童館の整備など地域等と連携・協力しながら事業を推進していくこととしております。本年度から保育園児の定数拡大が可能な施設につきましては保育児童数をふやしており、これにより現在の公立保育園の入園児数は974人で、前年対比96名の増となっておりますが、昨年8月から施行されております、すこやか子育て支援事業による保育料の助成制度が広く市民に普及したことも要因の一つであると考えております。入園児童数の増加に伴い慢性的に保育士の不足が続いており、待機児童の解消のためにも保育士の確保が急務であり、待遇改善を含め今後十分な検討が必要であると考えております。本年4月には少子化対策のための部署の強化を図ったところであり、多様化する保育需要にこたえるため、国や県の施策にあわせて民間や地域等と協力・連携した子育て支援に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

6点目、**市立病院の医師確保について**であります。**地方自治体病院の産科医師確保で、国や秋田県に具体策を求めること**という御提言であります。産科医師のみならず医師不足の現状については議員御指摘のとおりであり、医師確保は地域の医療を守るために極めて重要な問題であると考えており、市ではさまざまな方策を講じているところであります。まず、新臨床研修医制度を活用した臨床研修医の確保であります。平成16年度に総合病院と扇田病院が弘前大学や秋田大学の協力型臨床研修病院の指定を受けており、さらに、総合病院においては昨年度

に単独型臨床研修病院の指定を受け、本年度から研修医の受け入れを開始しております。また、医師が勤務したくなるような魅力ある病院の環境づくりのため、最新の医療設備、機器の整備、学会などへの参加の支援、専門性を高める医療環境の充実に努めることが必要不可欠と考えており、現在進めております総合病院増改築事業の完了後は勤務環境が大きく向上するものと考えております。さらに、今後も関連大学の医局や関係機関に出向き、派遣要請を粘り強く行ってまいりたいと考えております。一方県では、卒業後県内に残る場合に返済を免除する奨学金制度の創設、県内の医療機関で勤務を希望する医師の無料職業紹介所、いわゆるドクターバンクの開設を行っております。さらに、本年4月からは県の主導のもとに、県・秋田大学付属病院及び県内13の臨床研修病院で臨床研修対策協議会を発足させ、研修医の確保や研修後の県内定着に向けた活動を開始しております。市としましては県に対し、本年度、医師確保対策について抜本的な施策を講ずるよう要望しております。国に対しましては市単独ではなく、地方六団体及び自治体病院関係2団体が一緒になって対応を要請しております。その内容は、医学部入学定員の地域枠拡大、自治医科大や医師不足地域の医学部の入学定員増員、医師の需給バランスの評価・調整と対策を恒常的に検討する審議会等を国に新設すること、不足が顕著な産科・小児科等の診療報酬面での支援、訴訟率の高い診療科における無過失補償制度などの有効な施策の整備の5項目で、早急な実現を求めています。また、秋田大学は本年度から秋田大学医学部に入学する学生で、卒業後秋田県内に残る学生を優先的に入学させる地域枠を導入しておりますが、国では医師不足が深刻な本県など10県で最大10人の定員増を、2008年度から最長10年にわたって認めることにしております。今後とも関係機関と力を合わせ医師確保に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

---

○議長(伊藤 毅君) この際、議事の都合により10分間休憩をいたします。

午前11時19分 休 憩

---

午前11時29分 再 開

○議長(伊藤 毅君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤弘康君の一般質問を許します。

〔19番 佐藤弘康君 登壇〕(拍手)

○19番(佐藤弘康君) いぶき21の佐藤弘康でございます。時間も余りないようでございますので、効率的に進めていきたいと思っております。私が通告したのは3点でございます、1つは、効率的な行財政運営について、2つ目は、民間委託について、3点目は、幼稚園・保育園一元化施策について、この3点について質問いたしたいと思っております。

1点目の、**効率的な行財政運営**について。地方自治は交付税の減額などで厳しい行財政の運

営を求められております。新大館市では総合計画などでそのことを明記し、行政職員及び全市民に周知し取り組んでいるところでございます。しかしながら効率的な行財政の運営については、地域で市民に理解されないこともあるので事例を申し上げます。私の質問は、このことを批判するものではなく、事例から今後どのような対策が必要なのかをみんなで議論、考えることを目的として申し上げるものでありますので御理解願いたいと思います。ことしの豪雪対策で、職員と地域市民との対話にこんなことがありました。雪に埋もれそうな地域市民が行政に除雪してくれるよう助けを求めました。これに対し職員の返事は「予算がないからできません」でありました。予算が伴わなければ身動きできない環境にあることは理解できますが、市民は「予算がない」の一言で納得できるでしょうか。新大館市総合計画では、自立した地域が共栄する地域協働都市を目標に、効率的な行財政運営の推進を図るための主要施策として、行財政改革の推進に、職員の改善・改革意識を向上させることを明記しております。計画行政の推進では、施策・基本事業・事務事業及び財政をP D C Aサイクル——Pは計画、Dは実施、Cは評価、Aは改善で、指標管理を行い有効性と効率性を明確にすることになっております。意識の改革は、考えを単純に変えることはできるものではなく、非常に困難が伴いますが、私はP D C Aサイクルを市民と一体となって議論することが意識改革の原点であるというふうに考えます。Pの計画、これは今までは行政主導で計画を作成し、そういう結果、市民にはなかなか理解できない部分があるわけですが、市民と一体の自己決定・自己責任議論が必要ではないのかということでございます。実施に当たっては、いろいろな事業を実施するわけですが、事業実施計画を明確にする。Cの評価ですが、市民の視点で評価できるよう成果を明確にすること。そして改善では、市民意見を次の計画に反映できるようなそういう議論が必要ではないかということでございます。あるところで、次の言葉を知ることができましたので紹介しますが、「真剣に考えると知恵が生まれます。中途半端だと愚痴が出る。いい加減だと言いわけをする」、これは一般的な、社会と言いますか、世の中でそういうふうになっていますが、この言葉は、今我々がこの言葉の意味を考える必要があるのではないかというふうに思います。**自立した地域が共栄する地域協働都市建設の目標達成のため、議員各位はもちろんであるが、市長が先頭に立って全職員・市民が新しい知恵で行財政改革に真剣に取り組む意識改革が必要**と考えますが、市長の御所見をお願いしたいと思います。

次に2点目の、**民間委託**についてでございますが、これは、いぶき21で行政視察研修を行ったわけですが、その研修の途中、研修は北海道を訪れたわけですが、そのときに、北海道の地元新聞で「業者委託していた町のごみ収集作業を、町職員がみずから実施」という新聞記事がありました。これはどこかというところ、北海道南幌町というところで、この南幌町は札幌市に隣接した町でございますが、ここの、ふるさと南幌を考える特別委員会というものを設けて、自立の道を探る経費節減・歳入増の方策、検討結果として、庁舎内の清掃など維持管理業務を職員みずからかわる内容でありました。新大館市総合計画では、行財政改革の推進

として民間委託を推進するとしております。**厳しい予算事情を考慮しつつ、自立の道を探る経費節減の方策を考えることが重要**であります。大館市が事務・作業などの委託契約は、北海道南幌町が検討しているような、職員がみずから実施することのできる作業等があるのではないかと考えられます。**新たな発想に挑戦する意識を持って「民間委託を推進する」必要がある**と考えますが、市長の御所見を賜りたいと思います。

次に3点目は、**幼稚園・保育園の一元化施策**でございます。これは、過日の行政視察研修で、北海道稚内市の幼稚園と保育業務の一元化施策を勉強してまいりました。現時点での国の政策は、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省の管轄であるため、建設に当たっての基準・規制など難しい課題があるとのことでありました。特徴的なことは、幼稚園への給食は給食センターなどからの提供は可能であるが、保育園は園内で作成した給食提供することでありました。また、幼稚園と保育所を一元化することによって、保育室の共用化、合同保育の実施等、内容の濃い保育が可能とのことでありました。稚内市では、行政機構に「教育委員会教育部こども課」というのを設け、保育所・幼稚園、子育て支援・児童手当等に関することを一体的に実施しております。要するに福祉部門から教育委員会に移行、移したということでございます。新大館市総合計画では、保育所と幼稚園の連携を図る、家庭・地域・小学校等関係機関との連携を図る、乳幼児保育・病後児保育や保育時間の延長等多様な保育サービスを推進することとし、子育てを福祉政策と考えております。実施計画においては、保育事業の再編、保育園業務の見直しを平成18年度から検討することになっております。少子高齢化率が進む現状で、秋田県の出生率は全国最下位であり、子供を生み育てることは最重要課題であります。少子化対策には、**厚生労働省・文部科学省のしがらみから脱却し、地域独自の政策を展開することが自己決定・自己責任の政策**であります。稚内市が行っている家庭・地域・小学校等関係機関と連携した立体的な施策を実施することが効率的と考えますが、市長の御所見をお聞かせ願いたいと思います。

以上、この場からの質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。(拍手)  
(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

1点目、効率的な行財政運営について。自立した地域が共栄する地域協働都市の建設・目標達成のため、議員各位はもちろんであるが、市長が先頭に立って、全職員・市民が新しい知恵で行財政改革に真剣に取り組む意識改革が必要ということですが、まず、質問にありました、ことしの豪雪時の職員の対応につきまして若干申し上げたいと思うのですが、市民のライフライン確保のために最大限予算措置するとともに、多くの職員がボランティアとして除排雪活動に取り組んだところであり、どのようなやりとりがあったとしても「予算がないからできない」という説明のみであったとすれば、大変遺憾であります。職員にはいま一度、

市民からの要望等について十分お話を伺い、説明を尽くし、批判を受けることのないようにしていきたいと思っております。私自身、新第3次の大館市行財政改革大綱の中に行財政改革の心構えという項目を設けまして、行財政改革に臨むスタンスとして、1. 一人数役を兼ねる、幾つかの役を兼ねる、2. 年度単位にとらわれず、すぐに取り組む、3. 少ない予算を工夫する。この3つを申し上げまして、職員の意識改革を図っているわけでありましてけれども、この原則を先ほどの事例に適用するとするならば、「予算がないからできません」というお答えではなくて、「予算がないので私が参ります」と、そう言ってもらいたかったです。また、行政改革を着実に進めるために、さきの田村議員の御質問にお答え申し上げましたように、毎年度、各課と実施しております政策協議につきましては、本年度はそのテーマを行政改革として、年度当初に55課と、さらに先日は、最重要課題担当課18課と2回目の協議を行ったところでございます。進行管理を行いまして、可能なものは年度内から実施していきたいと思っております。行財政改革、確かに厳しい財政状況の中でありましてけれども、必要とされる市民サービスを維持していくための手段でありまして、十分な成果を上げるためには市民の皆さんの御理解がぜひとも必要であります。そのため、今後も取り組み状況を含めまして、機会あるごとに情報提供しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解・御協力をお願い申し上げます。

2点目、**民間委託**についてであります。**厳しい予算事情を考慮しつつ、経費節減する新たな発想・意識を持って「民間委託を推進する」必要がある**という御指摘であります。この行政改革における民間委託につきましては、平成22年度当初までに一般行政職員を14%、114人削減することを核とする人事改革と密接に関連してございまして、現在、市が管理運営している公の施設について、指定管理者制度導入等によりサービス水準を低下させることなく、より効率的な財政運営をしようとするものであります。また、民間への業務委託につきましては、その実施に当たりまして、正職員による場合との費用対効果など十分に比較検討するとともに、入札等競争原理を取り入れ常に効率化を図ってきたところであります。指定管理者制度につきましては、本年4月から34施設に導入するとともに、今後、60の施設について本制度導入も含めた民間委託の推進に取り組んでまいりたいと思っております。今後も、あらゆる事務事業において効率化と市民サービスの向上を目指して行政運営を行ってまいりますとともに、業務の民間委託を検討するに当たっては、業務自体の性質により直営で実施することが最善であるか、また、公共施設等の建設・維持管理・運営等における民間資金の活用や公共サービスの民間開放など、いわゆるPFIやPPPの導入が最善であるか、さらには、本年度から取り組んでおります指定管理者制度による委託方式が最善であるかなど、さまざまなケースを想定しながら最も適切な方法を選択してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

3点目、**幼稚園・保育園一元化施策**についてであります。**教育施設の幼稚園と児童福祉施設**

としての保育園、ともに就学前の子供を預かる施設に変わりはなく、統一してはどうかという幼保一元化の考えは以前から議論されてきたところでもあります。近年は少子化により、全国的に幼稚園では定員割れが進み、保育園では働く親がふえたことにより待機児童が増加しており、本市においてもその傾向は著しいものがございます。このようなことから、国では「認定こども園」制度を創設し、幼稚園や保育園等における就学前の子供に関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、都道府県知事による認定制度を設けるとともに、認定施設にかかわる特例措置を講ずることとしております。「こども園」として認定されますと、3歳児から5歳児までを対象としている幼稚園では子供を預かる時間が現在の原則4時間から8時間まで延長できるようになります。また、ゼロ歳児から5歳児を対象としている保育園ではフルタイムの共働き世帯などに限られていた入園条件がなくなることになります。この制度は本年10月1日から施行されることとなっており、全国35カ所でモデル事業を行っており、全国的には当初1,000施設程度が認定される見込みとなっております。本市におきましても、子供が少ない地域では幼稚園や保育園が単独で成り立つのは難しく、集団生活を学べる程度の児童数が確保されにくいことから、白沢地区において幼稚園を廃止し、その機能を保育所に取り込み統合したところであり、また、来年3月には花岡地区においても同様の対策を講じることにしております。このような現状から、市としましては「認定こども園」の制度の活用を含め、幼保一元化について、さらに調査・検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

---

○議長（伊藤 毅君） この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時49分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

○議長（伊藤 毅君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

安部貞榮君の一般質問を許します。

〔28番 安部貞榮君 登壇〕（拍手）

○28番（安部貞榮君） 新生クラブの安部貞榮でございます。質問に入る前に若干申し上げさせていただきます。去る8月20日、市民文化会館で開催された合併1周年記念事業の「夏草の詩～廃校の校歌～第2集（中学校編）」を聞かせていただきました。わずか1年の間に、小学校の廃校21校、中学校の廃校16校の現場を確認し写真におさめながら、さらにまた、当時の方々からいろいろその状況を聞きながら校歌を歌った状況を聞き取り、それを冊子にまとめて、20日に会場で画面に映しながら、わかりやすく解説をして、廃校の卒業生が歌ったものであります。校歌にはその土地の情景や自然など多くのことが表現されております。まさに記念行事に

ふさわしく、すばらしい合唱を聞いて、多くの人たちが懐かしさと多くの感動を与えていただきました。このイベントを企画されました皆さん、また、合唱に参加した皆さん、本当に感謝申し上げたいと思います。それでは通告に従って、順次質問いたします。

大きな1点目は、**市独自の農業政策について**伺います。農業は、太陽や水、自然の恵みを得て、人間の生きる営みとして古代からその時々の方策に翻弄され、また、近代化の波に押し流されながらも営々と続き、細々ながらも家族農業の経済を支えその文化をはぐくんでまいりました。工業は地球温暖化やエネルギー、また生活様式などの変化によって大きく変わる要素を持っています。しかし農業は、高度な機械化やさまざまな形態が変化しても、人間が生きていくためにその営みは不変なものと考えております。また、その場は就労の場でもあります。しかし、これが平成19年度から大きな転換を迎えております。大館管内の農業の現状は、平成16年の「農林水産統計あきた」によりますと、平成15年度の大館市・比内町・田代町合わせて、農業所得は51億4,000万円であります。1戸当たりになりますと大館市は99万8,000円、旧比内町は105万7,000円、旧田代町は90万9,000円で、前年と比較しますと19.0%の減少であります。その資料はございませんが、17年度は米価の下落等でさらにこれが減少しているものと思います。また、大館市水田農業ビジョンの重点戦略作物の一つである山の芋は、作付面積45町歩、農家戸数130戸であります。販売額約1億円、農家1人当たりの平均の所得は約77万円あります。この数字から見ると、農家の経済はまさに危機的でひん死の状態にあると私は考えます。新大館市は農業を基幹産業と位置づけております。また一方、国の政策にとらわれずにその土地で生きていくために、行政と農業と市民・住民が独自の農業政策を掲げ、目標を一点に集中し、国の補助金など最大限引き出して取り組んでいる市町村もあります。一例を挙げますと、標高1,100メートル、ちょうど田代岳が1,174メートルですから、その田代岳の頂上を想像いただければありがたいと思います。人口5,000人、農家数700戸の長野県の小さな村ですが、野菜の生産額180億円、農家1戸当たりの純収入が1,500万円を稼いでいる村もあります。この村の人口が5,000人ですから、小学校に入学する児童は72人おります。我が田代町は約7,700人の人口ですが、年間の出生数は35名ということです。村の若い後継者は70%以上が専門学校以上の卒業者で、都会で結婚し奥さんを連れて村に帰って農業を営む、こういう村です。農業は国の政策に順応するだけでは、後継者も育たないし経済も成り立たないと言われております。人まねではなく独自の農業政策を持って一点に集中し、国などの補助金を最大限引き出し、行政・団体・市民・住民が一丸となって、粘り強くいかに取り組むかが成功の秘訣だと言われております。農業・工業・商業の連携によるまちづくりの視点で、大館市の農産物の市場価値や付加価値を高めるため、次のことに取り組む考えがないか市長に伺います。

1点目は、多少時間がかかっても、**市場価値を高めるため、行政主導で市独自の農業政策を樹立する市民・団体等の協議機関を設ける**考えはないか。2点目は、農産物の付加価値を高め販売することは望ましい姿であります。しかし、1農家が生産・加工・販売を行うのは、今の

農家の労働力等から見て、私は困難であると考えています。そこで、管内の地域で行政、すなわち市がジョイント役を進め、お互いに専門性を生かしながら、地域内でお金が回るような**6次産業化を進める考えはないか。**

大きな2つ目は、**コミュニティースクールの調査研究事業**について伺います。子供に対する親の虐待や親に対する殺傷など、凶悪事件が毎日のように報道され社会問題化し憂慮すべき事態であります。この発生の主な原因は大人であり家庭や地域の教育力の低下であると考えますが、事件が発生するたびに学校側の対応についても問いただされ、学校側の苦難も続いているものと思います。したがって学校側も子供や施設などの管理を優先し、伸び伸びと元気ある学習活動ができるかどうか心配であります。平成10年の中央教育審議会の答申の中に、教育行政を地域の実情や特色に沿って柔軟かつ弾力的に展開するため、先導的・実践的手法の採用、教育行政や学校運営に関する多様な評価方法の導入等にも留意する必要があると、こうなりました。このことを文部科学省が受けまして、通称コミュニティースクールと呼ばれる新しいタイプの学校運営のあり方に関する実践研究や実験的手法を試みてきました。このような中で、当地域の城西小学校が文部科学省のコミュニティースクール調査研究校の指定を受けて、平成17年度と18年度にわたり研究を続けておられますが、この**調査研究の成果は地域や学校にどんなことが期待されているのか**、その調査研究内容の概要を伺います。また、指定期間が2年間ありますので、この**2年間の終了後はどんな取り組みが計画されているのか**、その**経費の財源**なんかの**見通し**はどうか伺います。

大きな3点目は、**合併後の市民の声にどう対応するか**について伺います。平成の大合併は、国と地方が膨大な借金を抱え、これの解消が目的の一つであったこと、また、地方分権一括法では、国と地方が対等・協力関係、自己決定・自己責任、さらには国から地方に権限と財源の移譲で自治体の自立が強調されました。しかし、これに伴う国の三位一体改革は地方交付税や補助金の削減だけが先行し、いまだに未来の姿が見えない現状にあります。地方自治体は行財政改革に取り組みながらもまことに厳しい現状にありますが、一方また、このような現状を踏まえつつ職員の知恵と工夫、市民の理解と参加に努め、地方分権の理念や方向性を十分踏まえた対応が肝要であるとも考えます。市当局の行財政改革の取り組みについては一定の評価をするものでありますが、行財政改革といえば職員を含めた人件費の削減、予算のつじつま合わせと思われがちですが、私はその前提として大事なことは、私も含めてですが、意識の改革であります。2つ目は、生活者起点の行政への転換について大いに議論を深めることであると考えます。合併して1年が経過し市民のいろんな意見が出てまいりましたが、次の点について伺います。1点目は、**地方分権の精神は国と市行政との関係だけか**について伺います。市民からは、税金を納めているわけですから、町内会の市道付近の草刈りは行政がやればよいというような声を多く聞きます。私は、地方分権の精神は行政と市民との関係も非常に大事だと考えています。したがって、市長は地方分権の精神は国と市行政との関係だけとお考えなのかどうか伺い

ます。さらにこれとの関連で伺いますが、合併協定書の中で、市の行政協力員設置規則の職務内容については田代町の制度に統一するとうたわれております。これの手続が行われているかどうか伺います。

2点目は、**総合支所の機能や権限はどう行われているか**について伺います。総合支所は本庁への単なる伺いや伝達の機能しかないのかという声が聞こえます。合併協定書の中では、本庁と総合支所の役割分担に関する基本方針が盛り込まれています。その方針の中には総合支所の位置づけや機能と権限が細かに記載されています。また、総合支所は所管区域内の地域づくりの拠点となる総合行政機関と位置づけております。地域住民との協働により地域の総合的な振興に努める、さらに市単独事業のうち地域固有の課題解決や地域活性化を図るための施策・事務事業については、総合支所みずから企画立案・実施することも記載されています。これは、私は、比内も田代も合併はしましたけれども、それぞれの特色を、あるいは歴史を踏まえて、それぞれの地域がそれぞれに発展する、そういうことをより進めるという内容のものではない、画一性ではないと、このように理解しています。したがって現在は、こういう事項に対して予算措置など含めて総合支所の実態はどうなっているか伺います。

3点目は、**元気ある職員・職場環境の構築が必要ではないか**について伺います。事務や事業等の課や係での自由なグループ討議、職員の現場主義の徹底、問題意識の醸成を図りよりよい職場環境を構築する必要があると考えますが、市長はどのように考えているのか伺います。

最後の4点目でございます。**私会計の学校給食費に未納がある**と聞きます。もしあるとすればその件数は幾らか。旧田代町では私会計ではなくて公会計でありました。したがって、決算のときにはその収支の状況が資料として渡ります。必ず未納があるということも私たちは学んでいます。私会計になって、このことが大館でどうなっているかということを含めて、今の質問にお答えいただければありがたい、こう思います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございます。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの安部議員の御質問にお答えいたします。

1点目、**市独自の農業政策について**。①**市場価値を高めるため、行政主導で市独自の農業政策を樹立する市民・団体等の協議機関を設ける考えはないか**ということですが、本市では国の米政策改革大綱を踏まえ、地域における今後の水田農業の方向を示す地域水田農業ビジョンを策定し、水稻以外の複合部門として園芸作物の導入・拡大を進め、担い手農家の育成を図ることを重点活動課題として取り組んでおります。重点戦略作物としてはアスパラガス・山の芋・キュウリを定め、地域特産作物としてはネギほか4作物を、ブランド作物としてはトマトほか2作物の、合わせて11作物について産地化を目指しております。このうち1億円以上の販売額を達成した作物は、16年度が山の芋・トンブリ・葉たばこの3作物であり、17年度はトン

ブリ・葉たばこの2作目でありました。また、山の芋については、JAあきた北が中心となり2条植え定植機の開発を進め、アスパラガスについては、選別機を利用した共選を実施し栽培面積拡大に努めております。また、作物の産地化を進め有利な販売ルートの確立を目指すためJAあきた北を中心に販売戦略調査を行うとともに、大型量販店での販売促進活動、市場動向や消費者のニーズの調査、他の産地の生産状況等さまざまな情報の把握に努めているところであります。現在本市では、農業関係団体・米流通業者・認定農業者・消費者団体で構成し、水田農業の構造改革や産地づくり等を推進する大館市水田農業振興協議会と行政機関や農林業関係団体で構成し、生産技術の向上や経営の改善、担い手の育成等について適切かつ計画的な指導を行う大館市農業総合指導センターが中心となり、農業施策を計画しております。議員御提案の市独自の農業政策を樹立するための協議機関につきましては、これらの組織の充実を図り、その運営方法等について検討してまいりたいと考えており、今後も各地域の皆様の御意見や御助言をいただきながら、長期的視点に立って市の農業振興に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

②**地域6次産業化を進める考えはないか**ということですが、いわゆる第6次産業は、第2次産業である食品加工業や第3次産業である流通・販売にも第1次産業である農業者が主体的かつ総合的にかかわることで、加工賃や流通マージン等の今までの第2次・第3次産業の事業者が得ていた付加価値を農業者自身が得て、農業を活性化させようとする経営形態であります。地産地消や農産物等の直売は、まさに第6次産業の原点であると考えており、地場産業の振興や雇用機会の創出に大きく貢献するものと考えております。市内には「陽気な母さんの店」を初め、「とれたて旬菜館」、「ゆきさわ産直センター」、「JAみどりの市場」、「たしろ直売所組合たけのこ館」、「道の駅ひないとと館」の6カ所の直売所で、地場農林産物を中心とした産地直売所が営業されております。これらは、消費者にも広く受け入れられ、販売額も年々増加し、現在では6カ所合わせて年間約4億5,000万円の販売額となっております。また、中山・曲田地区の国道沿線において季節限定ではありますが、地域のとれたての果樹の直売所が設置され好評を得ており、特に、中山ナシは北限のナシとしてブランドとなりつつあります。また、9月4日・5日の2日間、本市において第9回東北地方直売所サミットが開催され、約400人の直売活動の実践者が参加し、直売所経営などについて熱心に語り合い、改めて地産地消・食育活動等の大切さを認識したところであります。市としましては、今後も、意欲のある生産者や生産団体が地場の農林産物等を活用する事業を立ち上げる際には、できる限り支援してまいりますので御理解をお願い申し上げます。

大きい2点目の、コミュニティースクール調査研究事業については、後ほど教育長からお答え申し上げます。

大きい3点目、**合併後の市民の声にどう対応するか**ですが、①として、**地方分権の精神は国と市行政との関係だけか**というお尋ねではありますが、地方分権一括法が施行されて6年

が経過し、知事権限の事務が市町村長へ少しずつ移譲されております。本市でも、昨年度に4事務、本年度に8事務を受け入れ、来年度も20件を超える権限移譲が予定されております。これは、市民サービスの向上を図るために、市で可能な事務は市で行うことが基本となっており、この関係は、議員御提案のとおり、市と市民の間にも生かせるものと考えております。地域との協働のあり方につきましては、ボランティアのあり方、NPOの育成、業務の民間委託などにもかかわる課題であり、新大館市総合計画にも地域自治の推進を大きなテーマとして掲げたところであり、本市では、町内会や老人クラブなどが環境保全や児童の安全確保、除雪などさまざまな活動を展開しており、他の模範となる団体も出てまいりました。このような動きを他の町内等へ波及させ、将来的には地域コミュニティの活性化につなげるよう努めてまいりたいと考えております。なお、行政協力員の職務内容につきましては、合併協定事項であり、速やかに対応すべきものでありますが、大館地域では田代地域のように町内会長と行政協力員が同一人ではなく、町内会からの要望事項の取りまとめは町内会長にお願いしてきている経緯があり、その課題の検討についていましばらくお時間をいただきたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

②**総合支所の機能と権限はどう行われているか**であります。総合支所総務課には、地域づくりの総合企画と調整機能を持たせており、支所長には、予算執行などに関し本庁の部長と同等の権限を付与しております。また、地域固有の課題に対しては独自の対応が可能となるなどの体制をとっております。さらに合併後、総合支所と3回の政策協議を実施し、1点目、本庁で一括処理の方が合理的と思われる事項については支所で行わないこと、2点目、地域に根づき潤す産業や事業の育成を、まず1つずつなし遂げることの2点について、特に意を用いるよう指示したところであります。その結果、総合支所では職員巡回による道路補修や地域のお知らせカレンダーの発行などの独自事業を展開しており、今後も、地域の特色を伸ばすことが総合支所の第一の使命と考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

③**元気ある職員・職場環境の構築が必要ではないか**ということですが、御案内のとおり、今、地方自治体は行政改革・地方分権の急速な流れの中で、みずからの判断と責任で地域の行政運営に当たっていかねばならず、そのためにも職員個々には政策を企画立案し、また、住民へ具体的に説明していく能力がこれまで以上に求められております。市ではこうした状況に対応すべく、昨年3月に人材育成基本方針を策定したところでありますが、目的とするところは、職員一人一人が仕事の意欲と喜びを持ち元気に働ける環境づくりにあります。その中でも、OJT ― On the Job Training、いわゆる職場内研修につきましては有効な職員研修の一つであることから、グループ討議も含め具体的な研修の進め方や機会等を示した職場研修マニュアルを作成し、全課に配付し活用させているところであります。今日、市民の行政ニーズは多様化・高度化しております。こうした中、的確な行政サービスを提供していくためには、御指摘のとおり、常日ごろから現場に直接出向き地域の実情をよく知り、市民ニーズを先取り

する形で把握し、市全体で課題を共有することが重要と考えております。全職員が共通の問題意識を持ち責任ある行動をする自律した職員となるよう、今後ともなお一層努めてまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

④私会計の学校給食費に未納があると聞くがどうかについては、教育長からお答え申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○教育長(仲澤鋭蔵君) 安部議員の、コミュニティースクール調査研究事業についてお答えいたします。

1つ目の、**文部科学省指定のコミュニティースクール調査研究事業の成果は、地域や学校にどんなことが期待されるか**についてであります。コミュニティースクールとは学校運営協議会制度に基づく学校のことで、そのねらいは、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めることにあります。今年度の調査研究課題は、1つ、地域とともに歩む学校を目指した、保護者・地域住民の教育参画を図るための体制づくりと教育機能の活用、2つ、保護者・地域住民の学校教育活動への評価及びその活用の仕方の2点であります。調査研究の具体的な内容としては、子供にかかわる活動を主体的に運営する地域委員会の組織づくりを通して、子供と地域の触れ合い活動や地域ぐるみの安全・安心活動、地域での体験・ボランティア活動などを推進しているところであります。また、地域人材リストを作成し、授業などの学校教育活動において積極的に地域人材の活用を図り、地域の方々とともにつくる授業を目指しているところあります。また、適切な学校評価のあり方とその活用の仕方の具体化についても検討しているところあります。これらの研究の成果は、今年度11月17日に予定されている公開研究会において発表する予定であります。

2つ目の、**指定終了後の取り組み計画や活動経費の財源見通し**についてであります。城西小学校における2年間の調査研究の成果を確認した上で、学校運営協議会に関する教育委員会規則を制定し、来年度4月から城西小学校を正式にコミュニティースクールに指定する方向で検討を進めているところあります。ただ、予算面や学校運営協議会の具体的な内容などについて課題がありますので、これからさらに検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

大きな3番目の、4つ目の御質問についてお答えいたします。学校給食費については、現在各学校単位で取りまとめをお願いしており、学級費と同様に学級担任の先生に集めていただいております。17年度の未納状況は、小学校68件、中学校で71件、計139件が未納となっております。**学校給食費の未納**については全国的にも増加傾向にあり、法的措置を検討する自治体もあるなど問題化しております。学校給食費は、児童生徒が給食で食べる食材費の分を負担していただくもので、保護者負担が原則となっております。未納問題は、保護者・地域の方々の十

分な理解を得ることが重要でありますので、今後、校長会など関係者とも十分協議しながら対応してまいりたいと考えております。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○28番（安部貞榮君） 議長、28番。

○議長（伊藤 毅君） 28番。

○28番（安部貞榮君） この場から再質問させていただきます。1点目の、農産物の価格や付加価値を高めるための取り組みですが、先ほど市長の答弁もありました、大館の重点戦略作目である幾つかの品目のお話もありました。その中の1つ、山の芋について、私の手元のある資料では、全国で栽培している県は12県であります。12の県で、北海道から岡山までその栽培状況は、秋田県は、これは県単位ですから、市町村単位ではございません。秋田県の出荷量は、12県のうち9番目であります。数量にしますと956トン、秋田県は956トン出していますが、大館からは大体200トンから300トンというお話を聞いています。私のこの第1点目の質問は、できれば市場を、言葉は悪いのですけれども、市場に大きな影響を与えるだけの産物のつくり方、出荷の仕方、こういうものを私は考えて質問したわけですが、山の芋についても、私はすばらしいなとずっと考えておりました。しかし、この出荷状況や作付状況の現状を見てみますと、これは市場価値においては大阪の市場に出荷しているそうですが、大阪には4つの市場があるそうですが、その1カ所に出荷しているというお話を聞きました。大体その1カ所の市場のシェアは70%から80%じゃないかと、こういうお話でありました。そういうことを考えてみますと、先ほどの長野県のお話は全国トップであります。生産量もトップであります。ただそれは、今やったからあしたにできるものではない。それまでには20年以上の年月を要しています。農業は永続的な産業と考えるならば、多品目で市場に対応していくというのは非常に困難さがある。確かに一点集中は難しいとは考えますけれども、市場を左右していただくだけの品目の生産を目標を持って進めることができないかどうかということで質問したわけですが、もう一度その辺の市長の、今の機関でやっていこうという考え方も一つだと思いますが、そういうお話が今後進められていく気持ちがあるかどうかについても、お聞かせ願いたいと思っています。

それから6次産業についてであります。確かに販売の場所は直売所があって年間4億5,000万円ぐらいの販売はしている。一例をとってみれば、中山のそばであります。このそばは、つくっているそばの原料は地元でもつくっていますけれども、かなり買ってつくっているとの状態にあると聞いています。市内の、管内の中にもソバを栽培している地域が、道路端にそれぞれ見えます。現物のまま売ると、今はキロ100円するかどうかわかりません。確かに粉にすると500グラム500円ぐらいします。さらに食べるそばにしますと、500グラムから3つぐらい出ますから、3杯ぐらい出ますから、そうしますと1杯750円であります。私はそういうのを、地域の、それぞれの生産、それを加工している人、あるいは販売するところというのは、そういうことを一例にとってみれば、加工業者だけがもうけるとか小売の人がもうけるだけでなく、お互いにここで生きていくということを前提にしながら、生産者も間に合うし加工者も間

に合うし小売者も間に合う。こういうシステムをここに、私は構築していかないと、地域経済は今の大型店のように販売のお金その日のうちに東京にお金が行くという、そういう状況もあるわけですが、農業のそのよさを生かした仕組みづくりをできないかという問題であります。

さらに次の、コミュニティスクールについては教育長の方から細部にわたってお話を伺いました。地域と地域の中の学校、あるいは学校の中の地域と、こういうものが相融合する施策が今後展開されることを期待したいと思います。ありがとうございました。

次に、合併後についての、市民の声の関係ですけれども、総合支所の機能についてです。田代の総合支所はお知らせカレンダーというものを独自に発行しまして、非常に、私から見ても、いつこういうことがあるなということが、よく詳細にわかります。ありがたいことと思っています。こういうのに予算とかあるいは配布の仕方とか、そういうものが地域でできるような予算配分が、私は必要じゃなかろうかなと考えます。これは手づくりですから、印刷料はそんなにかかっていませんと思います。しかし先ほど話したように、支所には、やっぱり支所のある程度の権限と機能があるわけですから、そういうものを持たせてですね、進めていくことも必要ではないかと。これは、規模が大きいですが、秋田県の施策は振興局に約3,000万円のお金を出している。地域振興局独自の政策を進めなさいと、こういう形態もとっていると聞いています。市長の言う一体化、事務の一元化、決してわからないわけではありませんが、そういう意味での集中と分散の役割も考えた行政の進め方も大事な要素ではないかと考えます。言葉は適当でないのですが、市長の権限と、あるいはこれまでの実績から見てですね、職員に対する話し方、かなり職員は、市長の視点と職員の視点には格差があるように感じます。もう少し、職員と話しするときは職員の目線に立った、さまざま、能力の差とかいろいろあると思いますが、職員の目線に立ったそういう形のお話し合いをしていただければ、職員も自分の意見を自由に言うんじゃないかと、市長にこう言いますと市長に怒られるなという感じを、何かしら今あるような感じも受けますので、その辺のこれからの対応についてのお考えをお聞かせ願いたいと、こう思います。特に私は、市長は地域のそういう特色を生かしたまちづくりをしたいということで、よく言っています。これは私も大賛成であります。そのための、やっぱり窓口、一番近いところの窓口、支所が大きな役割を果たしていく機能を持っているのではないか、そういうことを考えれば、この間も出ておりますが支所の職員に元気がないのではないかと、やっぱり、元気はつらつと職場に行き仕事をするのが楽しいなど、また頑張るかなど、こういう職場環境をつくっていくためには、私はやっぱり職員の目線に立った話し合いをしていくことではないかと、そういうふうに考えますので、その辺のお考えもお聞かせいただければありがたいと思います。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 市長。

○市長（小畑 元君） 再質問にお答えしますが、再質問の方が長かったような気がします。できるだけ最初の質問の方で集中していただければそれなりの準備もできますので、これからどうかよろしくをお願いします。

さて1点目でありますけれども、1点目2点目共通する点は、結局、産地化といいましょうか、今はやりの言葉でいえば選択と集中ということになるのですが、地域がまとまって一つの共通のいろんなものをつくって、市場を左右するくらいまで頑張っていこうということに尽きると思うのであります。ですから、例えば山の芋であれソバであれ、いろんな意味でできるだけみんなまとまって一緒にやっっていこうと、今運動を起こすとするならば、まずは組織を新たに立ち上げるというよりも、現在あります、冒頭御説明しました2つの団体、組織でありますけれども、水田農業振興協議会とそしてもう1つ農業総合指導センター、この2つの、まず既存組織を使いながら、これらのことについて具体的に取組んでみたいと思うんです。その場合に、まず一番大きい点は、現在の、いわゆる集落農場化なり共同化という点におきまして、例えば元作の、言ってみると、米づくりだけではなくて転作なり米以外の作目についても、共同化できるようになれば、これもまた非常に大きな、こういった、言ってみると産地化を進める場合の非常に大きな、何て言いましょうかね、機会になるのじゃないかと思うのです。ちなみに下川沿立花地区においては共同でネギをつくられて、その場合には30ヘクタールの米作と15ヘクタールのネギということになったわけで、一挙に共同化が進んだわけでありまして。そういう意味でも、やはりこういった地域の特産物・作目を集中してつくっていく場合の一つの方策として、これからの大きな、私、一つの選択になると思っております。ですから、できれば単に一緒にやっていきましょうというだけではなくて、具体的に各集落単位で、どんなものを中心に共同化してつくっていくかということも今後の集落農場化の中で試されていく大きな一つの項目ではないでしょうか。いずれにせよ、例えば今申し上げました方策も一つでありますし、それ以外にもいろんなやり方が出てくると思いますけれども、山の芋にせよソバにせよ、できる限りみんなで共同化していこうということ、そしてみんなで盛り立てていこうということが重要ではないかと思うのです。それから6次産業に関係しまして、例えばそばのことでいえば、ソバをただつくるのではなくて、販売するのではなくて加工までということ、私もそのとおりだと思います。それもやっぱりいろんな意味で、産直のお店でそばまで食べさせてくれると、そこまで今来ているわけでありまして、しからば原料をみんなもっと地場でしっかりつくろうよと、こういうことに戻ってくるのだと思います。そういうことにまで呼びかけていきたいと思っております。

それから先ほどの教育長関連のは教育長の方から答弁させていただきたいと思っておりますので、私のは最後の再質問の方になります。職員との目線ということで、私も同じ目線で話しているつもりなのですが、どうもそうでもなかったみたいでちょっと私もじくじたる思いをしますけれども、そんなに背が高い方じゃないので（笑声）同じ目線かなと思ってたのですが、

これからは十分にですね、もっと話しやすい環境でお互いに話できるように頑張っていきたいと思えます。最終的には予算は議会でお認めいただくわけでありますから、例えば、この枠を渡すよと言ったって、最終的には議会でお認めいただくこととなりますので、むしろ、いろんなこういう新しい事業をやりたいということで、積極的に私が聞く姿勢を持って話を聞いて議会にまた提案していくと、そういう流れをきちんきちんとつくっていくことで、よし頑張るぞというやる気が出てくると思えます。そういう意味で、十分に、今、議員のお話を拳々服膺させていただきまして、今後みんなが元気が出るように頑張っていきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

○28番（安部貞榮君） 議長、28番。

○議長（伊藤 毅君） 28番。

○28番（安部貞榮君） 給食費の未納のことについては、先ほど、未納件数が139件あるということを知りました。学校給食は学校教育の一環としての活動だと思います。したがってこれは制度的にも私会計でできるという、そういう制度があって現在の会計のシステムになっていると思うわけですが、どうしてもこの未納が出てくるわけで、その徴収には担当の先生やあるいは担当の事務の方も非常に難儀していると思えます。私は、学校の先生方にこの未納の処理をさせるというのは、私は職務からいっても酷な状況にあると思えます。そこで教育長に質問したわけですが、教育委員会の方でそういうものの対応策を考えていくという、未納について考えていくという、そういう気持ちはないのかどうか。さらに認定スクールの方にも、予算についてはまだ検討中だと、私は非常にいい結果が生まれると思えます。学校からあるいは教育委員会からの予算要求のあったときは、市長を初め財政担当課はぜひそれを進めるような配慮を、ひとつ期待したいものと思っています。教育長の方から、もしできれば今の未納の件の対応策をお聞かせをいただければありがたいと思えます。

○教育長（仲澤鋭蔵君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 教育長。

○教育長（仲澤鋭蔵君） 学校給食については、学校給食法に基づいて学校給食を実施しているわけですが、その食材の分については保護者が負担すると、こういうふうに記載されているわけです。これは、どの程度の金額にするかとかどういう内容にするかということについては、それぞれの学校、それからあるいはセンターで保護者との意見交換をしながら決めていくというふうになっているわけです。したがって、本当は全部保護者が出してくれればいいわけですが、実際は何か忘れてしまったとか、あるいは、これも義務教育だからすべて学校・行政が持つんだというそういった意識の人もおまして、それでなかなかすぐ集まってこない。ではうんと多いかという、今のところ先ほど言いました件数でいいかと、17年度なんですけれども、実は田代が教育委員会で集めていたわけですが、田代の件数が多いんです。つまり要するに、何と言いますか、直接その意志が伝わって保護者が納めてい

る場合は割合に多く集まっているのです。ところが間接的になりますと、どうしてもそれが集まりにくくなると、そういうことで、確かに先生方の負担は大きくなりますけれども、それをまず保護者と学校で十分話し合いをして納入できるような体制をとっていけば、私はもっともつとそれが減っていくのではないかというふうに考えているところであります。そういう意味で学校・校長・先生、それから保護者との話し合いを十分持てるように指導していきたいというふうに、今考えているところであります。

○28番（安部貞榮君） 議長、28番。

○議長（伊藤 毅君） 質問者に申し上げます。御覧のとおり残時間が少しですので、簡潔にお願いいたします。

○28番（安部貞榮君） 最後の給食の、これ、田代が多いということで、私自身申し分ないと思っておりますが、田代は教育委員会が徴収してきましたので、それになれていない点もあろうかと思っております。ひとつこれが、負担の、未納のものが、先生方とか学校の負担にならないような、そういう施策を講じてくれることを期待して質問を終わります。

---

○議長（伊藤 毅君） 次に、立石由紀君の一般質問を許します。

〔49番 立石由紀君 登壇〕（拍手）

○49番（立石由紀君） 日本共産党の立石由紀です。さきに通告いたしました国民保護法について質問をしてみたいので、御答弁の方をよろしくお願いいたします。

2001年9月11日、アメリカで同時多発テロ事件が起きました。アメリカ・ブッシュ政権は「テロに報復する」としてアフガニスタンで報復戦争を始め、さらに国連憲章や国際世論を無視してイラク戦争を始め、多くのイラク市民の命を奪っています。アメリカが始めたアフガン報復戦争・イラク戦争に対して、日本の小泉内閣はいち早く戦争支持の意志表示をしました。そしてアメリカの要請に基づいてテロ対策特別措置法、イラク復興特別措置法を強行成立させて、イージス艦を含む海上自衛隊艦船をペルシャ湾に派遣し、さらに航空自衛隊・陸上自衛隊もイラクに向けて派遣してきました。アメリカはさらに日米安全保障条約の再定義を求め、日本がアメリカの戦争に参加できる体制づくりを要求してきました。日本の政府・与党は周辺事態法をつくって自衛隊の海外派兵を可能にし、さらに国民総動員のための有事・戦争法制をつくりました。この戦争法制の最重要な柱が、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律——国民保護法であり、国民強制総動員法です。アメリカの戦争に参加させられる国民保護法・国民保護計画は平和な日本を根幹から覆すものです。国民保護法は私たちの市や町や村が戦場になることを想定し、そのための警報・避難・救護・戦災対策、そして復興するという構成になっています。国民保護法は、戦争に当たって政府主導のもとで地方自治体や指定公共団体を動かす仕組みです。避難措置は武力攻撃事態本部長——首相が指示します。地方自治体の自主的判断を尊重する災害対策基本法とは基本的性格が異なります。しかし、対処措

置、住民の非難、避難住民の救護、被害を最小にすることは地方自治体が行い、地方指定公共機関も対処措置に協力する義務を負います。国民は、避難住民の援助、消火活動、負傷者運搬、保健衛生の確保などへの協力義務を負います。このため、住民の防災組織づくりやボランティアが奨励されます。国民保護計画による住民の防災組織は既存の町内会・自治会・管理組合・業界団体・商店会・PTA・消防団・防犯協会・警察協力会・自衛隊父兄会などを利用し結びつきます。これらの活動への非協力・批判・反対は困難です。地方自治体の生活安全条例は、行政・警察・地域ぐるみでいろいろな危険から自分たちを守ることを住民の義務としており、国民保護法・国民保護計画に連動します。平和運動・民主運動・住民運動・労働運動などからの戦争計画への批判に対して、拡大解釈され弾圧される可能性もあります。同時に住民同士で監視し合うことを強制する社会も生み出されます。自由と権利、プライバシーも大きく制限されることとなります。防災活動・有事訓練・緊急事態予行演習には、地方自治体・民間防衛組織、住民のほかに自衛隊も参加します。これらの訓練には当然愛国心教育も行われて士気を鼓舞します。批判したり不参加の人は非協力者リストに載せられ、異端者・敵性国民とされ国民・住民の一元的管理が行われます。国民保護法は戦争をする国づくりの中核であり、戦争に対する国民の協力システムを私たちの社会全体に浸透させるためのものです。戦争のときには、地方公共団体が管理する空港・港湾はもちろん、集会所・会館・公立病院・学校・公園など、必要となればあらゆる施設が戦争に転用されます。アメリカ軍の要求には宿泊施設や休息機能つき事務所、木材や各種機材の提供・こん包もあり、さらに日本の警察・自衛隊がアメリカ軍兵士を警備することなどもあります。自衛隊法改正では、地方自治体の施設はもとより自治体が管理する河岸・河川・公園などを軍事利用目的で造成したり、接収したりできるようになりました。地方自治体本来の住民の安全・環境を守ることもできなくなります。地方自治体の役割は完全に否定されてしまいます。地方自治体は真っ先に戦争体制に組み込まれます。国民保護法によって、地方自治体は政府の国民保護措置を実施するための責務が課せられますから戦争協力を拒むことができません。地方自治体の職員も、もはや住民のために働くのではなく、国民の生命・財産を戦争のために奪ったり国民を戦争に動員するための仕事をさせられることとなります。戦争放棄の日本国憲法のもと、再び赤紙——召集令状は配らないとの決意をして、平和・民主主義・地方自治を発展させてきた自治体職員は、国民保護法のために一気に61年前に引き戻されようとしています。かつて中央政府の横暴な権力が町や村の隅々まで行き渡って軍国主義が徹底し、アジアへの侵略戦争が始められました。その痛恨の思いが中央政府と地方自治体の仕事の分担となり、地方自治・地方分権のあり方が生まれてきました。これでは戦争ができませんから国民保護法をつくって国民の権利を奪い、地方自治の権限を取り上げて戦争する国に変えようとするのが国民保護法です。国民保護計画ができたなら民間の企業も労働者もみんな戦争に動員されます。指定公共機関の民間企業・機関だけが戦争に動員されるのではありません。国民すべてを戦争に動員する仕組みが国民保護法であり、国民動員法といった方が

正確です。戦争するためには国や地方自治体の公共財産だけでは足りません。国民一人一人の土地・建物などの私有財産の強制的な取り上げを可能にするのが有事法制ですし、その有事法制の中で最重要なのが国民保護法であり、それを具体化させるのが国民保護計画です。戦争遂行のためには、経済・金融・物流の統制も行われます。機密保持・移転制限・外出禁止・日常物資配給なども検討されることとなります。これらに従順に従わないときには、懲罰・罰金の規定まで用意しているのが国民保護法です。以上、**国民保護法・国民保護計画**についてざっと申し上げました。私たちの住んでいるこの大館市が戦場になり、自治体職員初め市民が巻き込まれる、協力させられるという本当に恐ろしい内容です。日本国憲法では「一切の戦力を保持せず、戦争には参加しない」と決めているのに、**戦争を前提にした国民保護法・国民保護計画をつくるというのは平和憲法の精神に反すると思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。**自治体の多くの機関・施設が戦争のために使用されます。企業・指定公共機関も同様です。私有財産の取り上げ、従わなかったときの罰則・懲罰・罰金、このような国民保護法に対する市長の認識をまずお聞かせいただきたいと思います。今議会に大館市……（発言する者あり）議長、うるさいんですけど。

○議長（伊藤 毅君） 静かにしてください。

○28番（立石由紀君） 今議会に大館市国民保護協議会条例案、大館市国民保護対策本部及び大館市緊急対処事態対策本部条例案が提案されていますが、この条例案が可決されると今度は、保護計画を策定することになります。**平素から訓練や啓発活動をさせ、自治体が住民に戦時意識を植えつけ、逆に周辺国への敵対意識を高める役割を担わされることになる保護計画を、市民にも議会にも知らせないままに密室で作成することは許されないのではないのでしょうか。**市長の答弁をお願いいたします。

最後の質問になります。大館市には全県に先駆けて制定したすばらしい非核・平和都市宣言があります。戦争はいやだ、繰り返してはならない、私たちの暮らしを守り自由と平和を守り、地球の恒久の平和を願う。国民保護法・国民保護計画は、**非核・平和都市宣言のこの精神に反する**と考えます。市長の認識をお尋ねいたしまして、この場所での質問を終わります。（拍手）（降壇）

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） ただいまの立石議員の御質問にお答えいたします。

1点目、**市民を戦争に巻き込む「国民保護法」に対する市長の認識**ということで、①、②、2点ございますけれども、この2点につきましては関連がありますので、一括してお答え申し上げます。昨日の菊地議員・明石議員にもお答えいたしましたように、国民保護法は平成16年9月17日に施行されております。この法律は国会で十分に議論され、衆参両院で修正を加えられて成立したもので、万が一、外国から武力攻撃を受けたりテロが発生した際に、国民の安全を確保するための万全の対策を整備するために、国や都道府県、市町村が連携してさまざまな

方策を講じていくことを定めており、外国を攻めるものではなく、もしもの場合に防衛措置を講じて国民を守るための法律であります。法での想定は外国からの武力攻撃やテロであることから、この事務は国家の安全保障問題として、政府が対応主体となって安全保障会議を開催し、国会の承認を得た後に、法に基づいた国の指示によって市町村が責務を全うしなければならない法定受託事務であります。当然、こうした事態が発生した場合、自衛隊員が第一線で防御活動を行うこととなりますが、警察や消防、市町村職員も避難民の誘導や救護、消火活動など、それぞれの任務に取り組むこととなります。このため、出動職員の安全確保や平常時の事前の訓練などが大切になりますが、法律や各種通知においても十分に配慮されており、今後こうした点の充実を図っていくこととなります。

2点目、**市民にも議会にも知らせないまま、密室の中で恐るべき「保護計画」をつくることは許されない**ということではありますが、平素から「訓練」や「啓発」もあり、自治体が住民に「戦時意識」を植えつけ、逆に周辺国への敵対意識を高める役割を担わせられることにならないかというお尋ねでありますけれども、この国民保護計画は、武力攻撃事態等において国民の保護の措置を実施するための根幹をなすもので、法律や基本方針に基づき、既に全都道府県で昨年度中に作成を終えており、市町村につきましては都道府県の計画に基づいて本年度中に作成することになっております。議員御指摘のような、市民にも議会にも知らせないまま密室の中でつくられるようなものではなく、既に保護計画のモデルや都道府県計画は総務省や各都道府県のホームページで広く公開されて誰でも見られるようになっており、策定が進んでいる秋田市の計画も公開されております。計画はあくまでも、万が一外国から攻められたりテロが発生したときに、国や県、他の市町村、指定公共機関と連携をとって、市民の方々を守っていけるようにするために、日ごろの備えや応急対応措置などについて定めるものであります。

大きい3点目、「**国民保護法**」・「**保護計画**」とも**平和を願い全県に先駆けて制定した、「非核・平和都市宣言」の精神に反するのではないか**というお尋ねではありますが、議員御指摘のように、本市は、市民の総意として世界の恒久平和を願う非核・平和都市宣言をしております。また、毎年、中国人殉難者慰霊式を継続して、戦争のつらさや悲惨さを内外に訴え続けてきているところであり、戦争やこれに準ずるような事態のない平和な世界の実現は、市民共通の強い願いであり、これはまた私の思いでもあります。しかしながら、拉致問題や不審船など外国からの我が国に対する不穏な動きについては、国民全体の共通認識として憂慮すべき脅威ととらえられていることもまた事実であります。去る7月5日には、またしても北朝鮮が弾道ミサイルを発射して日本海に着弾し、日本国中に大きな衝撃が走っており、国民の大きな不安や怒りについては議員御案内のとおりであります。国連決議に対し、今後ともミサイル発射実験を続けていくことを明確に示していることや、各国で多発するテロによる悲惨な状況を目の当たりにするに至っては、ないと願いながらも起こり得る可能性を打ち消すことができない以上、市民を守るための有事への備えを、きちんと法律に基づいて整えておくのが市長としての責務

であり、市民の安全を考えた場合、その必要性は誰にも否定できないものであると考えております。また、仮に本市で保護計画をつくらない場合に、この地域が何らかの被害を受けて、近隣市町村が計画に基づき連携をとってきちんと市民の救護活動をしているのに、本市では他市との連絡も図れず、市民の救護もできないといった大変な事態に陥ることになります。このように、国民保護法に基づく市町村の対応は、一自治体や一首長レベルの問題ではなく、国や県、他の市町村、関係団体としっかり連携をとって対処しなければならない問題であります。改めて申し上げますが、平和を願う気持ちは大館市民共通のものであります。平和を願うからこそ、市民の安全を願うからこそ、法律に基づいた備えをしっかりと確実に整えていかなければならないと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○49番(立石由紀君) 議長、49番。

○議長(伊藤 毅君) 49番。

○49番(立石由紀君) 市長が平和を願っている気持ちですとか、非核・平和宣言については本当に私どもと考え方が一致するところでありまして、その点はすごく頼もしく思うのですが、万が一日本の国が攻められたらということ、市長、きのうから何回かおっしゃっているのですが、日本の国が攻められる理由というのは、日本の国が攻め込んでいったか、日本に米軍の軍事基地がある、そういったことが理由で攻められるということはあるのかもしれませんが、何にもしないで攻められるということはないのじゃないかなって、私はちょっと思っているのですが、それと国民保護計画については、策定の期限も明記されておられませんし、新潟県加茂市のように計画を策定しないと判断しているところもあります。また、その計画を策定しないと判断した場合の対処についても条項もありません。国が決めたことだからという理由だけで、何としても保護計画や保護条例をつくらなくてはならないという理由は全くないのではないかと思うんですけれども、その点市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長(小畑 元君) 議長。

○議長(伊藤 毅君) 市長。

○市長(小畑 元君) まず1点目の、攻められる理由でありますけれども、大体が戦争というのはそういうものじゃないでしょうか。私ども、なぜ攻められなきゃいかんかと、全く理解できなくても仕掛けられる場合もあるわけでありまして、それについては私も何とも判断しようがありませんので、まず、むしろこの法律に議論を絞ってお話をさせていただきたいと思えます。まず第一は、さきの菊地議員・明石議員でもお答えしましたけれども、法律の想定している作業内容というのは、むしろ災害出動に近いものが非常にございます。例えば、徴用という言葉がございます。これは非常事態において車を貸してくださいとか、それから敷地に立ち入ってよろしいでしょうかとか、これはまさに災害防止法でも皆出ている言葉なのであります。急に必要だから車を貸してくださいと、ですから別にこの法律の中でいろいろ規定して

いる概念について、この法律のみで強力に何か非常に政府の専権の、もって何かやっていくということではなくて、従来の概念、さまざまな概念があるわけですがそれを取りまとめて、例えばテロとか他国から攻められたときにどうするかということで、想定した法律だということでもまずひとつ御理解いただきたいと思うのです。それで次にですね、計画をつくらない場合どうするのかという話でありますけれども、私はむしろ計画をつくるべしということで、今議会に提案させていただいてお話をさせていただくわけでありましてけれども、これはなぜかということとはさきにも申しましたとおり、国からの法定受託事務として私どもに対してこの事務を受けますかと、私は受けるとお答えしたいということで議案に提案させていただいているわけでありまして。それからその中身については、逆に市民の保護を第一に考えて、これらの事務についてきちんと準備を怠らないようにして、一朝事あったときも市民の生命・財産を守ることに全力を尽くしていくと、そういう趣旨でこれを提案させていただいておりますので、どうかひとつ御理解いただければありがたいと思います。

---

○議長（伊藤 毅君） 以上で、本日の一般質問を終わります。

次の会議は、明9月8日午前10時開議といたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時16分 散 会

---